

平成25年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	7,807,000千円	105千円	7,807,105千円
第2項 営業外収益	190,340千円	105千円	190,445千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	7,916,382千円	24,011千円	7,940,393千円
第1項 営業費用	6,635,442千円	24,011千円	6,659,453千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,062,252千円」を「不足する額3,045,633千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,038,710千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,131,634千円」に、「当年度分損益勘定留保資金997,226千円」を「当年度分損益勘定留保資金887,683千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,999,852千円	△16,619千円	4,983,233千円
第1項 施設整備事業費	168,961千円	△471千円	168,490千円
第2項 施設費	677,352千円	△15,221千円	662,131千円
第3項 配水施設改良費	550,876千円	△927千円	549,949千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,733,106千円	7,392千円	1,740,498千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為の追加は、次のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金システム構築業務委託	平成26年度から 平成31年度まで	千円 88,000

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 平成25年度 奈良市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

1. 平成25年度 奈良市水道事業会計補正予算（第2号）資金計画

1. 平成25年度 奈良市水道事業給与費明細書（第2号）

1. 債務負担行為に関する調書

1. 平成25年度 奈良市水道事業会計補正予定貸借対照表（第2号）

1. 平成25年度 奈良市水道事業会計補正予算（第2号）参考書

平成25年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業収益			7,807,000	105	7,807,105	
	2. 営業外収益		190,340	105	190,445	
		2. 他会計負担金	36,311	105	36,416	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			7,916,382	24,011	7,940,393	
	1. 営業費用		6,635,442	24,011	6,659,453	
		1. 原水及び浄水費	2,199,322	△24,937	2,174,385	
		2. 配水費	481,499	△12,672	468,827	
		3. 給水費	213,110	3,563	216,673	
		4. 施設管理費	433,255	8,042	441,297	
		5. 受託工事費	23,597	131	23,728	
		6. 業務費	359,826	△14,140	345,686	
		7. 総係費	713,243	64,024	777,267	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			4,999,852	△16,619	4,983,233	
	1. 施設整備費		168,961	△471	168,490	
		1. 配水施設費	168,961	△471	168,490	
	2. 施設費		677,352	△15,221	662,131	
		1. 配水施設費	110,367	△6,786	103,581	
		2. 施設費	566,985	△8,435	558,550	
	3. 配水施設費		550,876	△927	549,949	
		1. 配水施設費	330,424	△2,408	328,016	
		2. 受託配水管費	220,452	1,481	221,933	

平成25年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）資金計画

（単位：千円）

区 分	既決予定額	補正予定額	計	備 考
受 入 資 金	16,528,389	0	16,528,389	
支 払 資 金	14,975,580	7,392	14,982,972	
1. 水道事業費用	4,870,209	24,011	4,894,220	
2. 施設整備事業費	168,961	△471	168,490	
3. 施 設 費	677,352	△15,221	662,131	
4. 配水施設改良費	550,876	△927	549,949	
差 引	1,552,809	△7,392	1,545,417	

平成25年度奈良市水道事業給与費明細書（第2号）

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計	
	特別職	一般職	給料	手当	報酬	計			
補正後	損益勘定支弁職員	1	151[18]	613,000	444,706		1,057,706	202,794	1,260,500
	資本勘定支弁職員		29	93,430	76,282		169,712	31,369	201,081
	合計	1	180[18]	706,430	520,988		1,227,418	234,163	1,461,581
補正前	損益勘定支弁職員	1	155[19]	610,015	447,988		1,058,003	205,768	1,263,771
	資本勘定支弁職員		30	99,973	83,272		183,245	34,455	217,700
	合計	1	185[19]	709,988	531,260		1,241,248	240,223	1,481,471
比較	損益勘定支弁職員		△4[△1]	2,985	△3,282		△297	△2,974	△3,271
	資本勘定支弁職員		△1	△6,543	△6,990		△13,533	△3,086	△16,619
	合計		△5[△1]	△3,558	△10,272		△13,830	△6,060	△19,890

[]内は再任用短時間勤務職員の外数

(単位：千円)

区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員 特別勤務	特例一時金
補正後		29,225	25,595	76,743	13,617	25,701	350	61,374	190,420	97,479	484	
補正前		29,491	27,444	81,162	16,970	26,137	4,270	61,959	187,768	95,199	860	
比較		△266	△1,849	△4,419	△3,353	△436	△3,920	△585	2,652	2,280	△376	

手当の内訳

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別	内訳	説明	備考
給料	△3,558	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		制度改正に伴う増減分	△126	55歳を超える職員の昇給停止	
		その他の増減分	△3,432		
手当	△10,272	給与改定に伴う増減分			
		制度改正に伴う増減分	△12	55歳を超える職員の昇給停止 地域手当 △12	
		その他の増減分	△10,260		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	一 般 職
平成25年10月1日現在	平均給料月額 (円)	299,292
	平均給与月額 (円)	406,130
	平均年齢 (歳)	41.5
平成25年1月1日現在	平均給料月額 (円)	321,221
	平均給与月額 (円)	426,734
	平均年齢 (歳)	41.9

(2) 初任給

区	分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成25年1月1日	高校卒	144,500	同 左
	短大卒	155,700	
	大学卒	178,800	

(3) 級別職員数 [] は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比 (単位:人・%)

区 分	一 般 職		
	級	職 員 数	構 成 比
平成25年10月1日現在	1	19	10.6
	2	39	21.7
	3	5 〔18〕	2.8 〔100.0〕
	4	29	16.1
	5	49	27.2
	6	15	8.3
	7	9	5.0
	8	13	7.2
	9	2	1.1
	10		
	計	180 〔18〕	100.0 〔100.0〕
平成25年1月1日現在	1	19	10.3
	2	39	21.1
	3	5 〔14〕	2.7 〔100.0〕
	4	33	17.8
	5	46	24.8
	6	19	10.3
	7	7	3.8
	8	15	8.1
	9	2	1.1
	10		
	計	185 〔14〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主 務 補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区		分		一	般	職	
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)			180	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			150	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)				
		2号給	(人)				
		3号給	(人)				7
4号給		(人)				143	
比 率 (B) / (A)	(%)				83.3		
補 正 前	職 員 数	(A)	(人)			185	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			185	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)				
		2号給	(人)				28
		3号給	(人)				1
4号給		(人)				156	
比 率 (B) / (A)	(%)				100		

(5) 特殊勤務手当

区分	分	一般職	職
給料総額に対する比率	(%)	0.03	
支給対象職員の比率 (平成25年10月1日現在)	(%)	46.67	
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理作業手当、有害物等取扱業務手当	

(6) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.90 〔0.975〕	2.05 〔1.125〕	3.95 〔2.10〕	有	
補正前	1.90 〔0.975〕	2.05 〔1.125〕	3.95 〔2.10〕	有	
一般会計の制度	1.90 〔0.975〕	2.05 〔1.125〕	3.95 〔2.10〕	有	

〔 〕は再任用短時間勤務職員の支給率

(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考	
支給率等	28.7875	38.955	55.860	55.860	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)		
一般会計の制度 (支給率等)	同					じ	

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	じ
地域手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	一般会計繰入金	その他
上下水道 料金システム 構築業務委託	千円 88,000	—	—	平成26年度から 平成31年度まで	88,000	千円 —	千円 88,000

平成25年度奈良市水道事業会計補正
 予定貸借対照表（第2号）

（単位：千円）

借 方				貸 方			
科 目	既決予定額	補正予定額	計	科 目	既決予定額	補正予定額	計
1. 固定資産	92,372,361	△16,619	92,355,742	6. 剰余金	66,975,705	△23,906	66,951,799
(1) 有形固定資産	64,100,642	△16,619	64,084,023	(2) 利益剰余金	49,081	△23,906	25,175
ハ 構築物	50,702,000	△16,619	50,685,381	当年度未処分利益剰余金	49,081	△23,906	25,175
2. 流動資産	2,358,226	△7,287	2,350,939				
(1) 現金預金	1,552,809	△7,392	1,545,417				
(2) 未収金	760,192	105	760,297				
計	94,730,587	△23,906	94,706,681	計	94,730,587	△23,906	94,706,681

平成25年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）参考書

収益的収入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 水道事業 収 益				7,807,000	105	7,807,105		
	2. 営業外 収 益			190,340	105	190,445		
		2. 他会計 負担金			36,311	105	36,416	
			(1) 他会計 負担金			36,311	105	36,416

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 水道事業 費				7,916,382	24,011	7,940,393		
	1. 営業費用			6,635,442	24,011	6,659,453		
		1. 原水及び 浄水費			2,199,322	△24,937	2,174,385	
			(1) 給料		125,534	△10,636	114,898	
			(2) 手当等		87,031	△9,734	77,297	
			(5) 法定福利費		42,171	△4,567	37,604	
			2. 配水費		481,499	△12,672	468,827	
		(1) 給料		63,847	△5,387	58,460		
		(2) 手当等		54,298	△5,171	49,127		
		(5) 法定福利費		21,780	△2,114	19,666		
		3. 給水費		213,110	3,563	216,673		
		(1) 給料		56,141	2,483	58,624		
		(2) 手当等		40,633	743	41,376		
		(5) 法定福利費		18,976	337	19,313		
		4. 施設管理費		433,255	8,042	441,297		
		(1) 給料		118,373	4,460	122,833		
		(2) 手当等		84,602	2,956	87,558		
		(5) 法定福利費		40,513	626	41,139		
		5. 受託工事費		23,597	131	23,728		
		(1) 給料		8,312	153	8,465		
		(2) 手当等		6,898	△19	6,879		
(5) 法定福利費			2,909	△3	2,906			

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		6. 業務費		359,826	△14,140	345,686	
			(1) 給料	104,278	△5,211	99,067	
			(2) 手当等	75,626	△6,237	69,389	
			(5) 法定福利費	34,778	△2,692	32,086	
		7. 総係費		713,243	64,024	777,267	
			(1) 給料	133,530	17,123	150,653	
			(2) 手当等	114,535	13,710	128,245	
			(5) 法定福利費	44,641	5,439	50,080	
			(7) 退職給与金	236,000	27,752	263,752	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 資本的支出				4,999,852	△16,619	4,983,233		
	1. 施設整備事業費			168,961	△471	168,490		
		1. 配水施設整備費			168,961	△471	168,490	
			(1) 給料		16,855	△279	16,576	
			(2) 手当等		12,108	42	12,150	
			(5) 法定福利費		5,942	△234	5,708	
	2. 施設費				677,352	△15,221	662,131	
		1. 配水施設費			110,367	△6,786	103,581	
			(1) 給料		21,836	△2,305	19,531	
			(2) 手当等		17,756	△3,454	14,302	
			(5) 法定福利費		7,456	△1,027	6,429	
		2. 施設費			566,985	△8,435	558,550	
			(1) 給料		13,665	△4,083	9,582	
			(2) 手当等		10,764	△2,862	7,902	
			(5) 法定福利費		4,691	△1,490	3,201	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
	3. 配水施設改良費			550,876	△927	549,949	
		1. 配水施設改良費		330,424	△2,408	328,016	
			(1) 給料	25,467	△557	24,910	
			(2) 手当等	22,824	△1,434	21,390	
			(5) 法定福利費	8,711	△417	8,294	
		2. 受託配水管改良費		220,452	1,481	221,933	
			(1) 給料	22,150	681	22,831	
			(2) 手当等	19,820	718	20,538	
			(5) 法定福利費	7,655	82	7,737	

平成25年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	374,254千円	△3,540千円	370,714千円
第1項 営業費用	292,545千円	△3,540千円	289,005千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	32,420千円	△3,540千円	28,880千円

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 平成 2 5 年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 3 号）実施計画

1. 平成 2 5 年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 3 号）資金計画

1. 平成 2 5 年度 奈良市都祁水道事業給与費明細書（第 3 号）

1. 平成 2 5 年度 奈良市都祁水道事業会計補正予定貸借対照表（第 3 号）

1. 平成 2 5 年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 3 号）参考書

平成25年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			374,254	△3,540	370,714	
	1. 営業費用		292,545	△3,540	289,005	
		5. 総係費	33,551	△3,540	30,011	

平成25年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第3号）資金計画

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計	備 考
受 入 資 金	547,252	0	547,252	
支 払 資 金	521,199	△3,540	517,659	
1. 水道事業費用	200,731	△3,540	197,191	
差 引	26,053	3,540	29,593	

平成25年度奈良市都祁水道事業給与費明細書(第3号)

1. 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	給料	手当	報酬	計		
補正後		4	14,313	9,784		24,097	4,783	28,880
	合計	4	14,313	9,784		24,097	4,783	28,880
補正前		4	15,152	11,664		26,816	5,296	32,112
	合計	4	15,152	11,664		26,816	5,296	32,112
比較			△839	△1,880		△2,719	△513	△3,232
	合計		△839	△1,880		△2,719	△513	△3,232

[]内は再任用短時間勤務職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳		区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員 特別勤務	特例一時金
	補正後			575	294	1,528		384	20	1,165	3,822	1,988	8	
	補正前			692	568	1,680	328	508	96	1,344	4,248	2,184	16	
	比較			△117	△274	△152	△328	△124	△76	△179	△426	△196	△8	

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	△839	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		制度改正に伴う増減分	△3	55歳を超える職員の昇給停止	
		その他の増減分	△836		
手当	△1,880	給与改定に伴う増減分			
		制度改正に伴う増減分	△1	55歳を超える職員の昇給停止 地域手当 △1	
		その他の増減分	△1,879		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	一 般 職
平成25年10月1日現在	平均給料月額 (円)	293,652
	平均給与月額 (円)	357,563
	平均年齢 (歳)	42.7
平成25年1月1日現在	平均給料月額 (円)	
	平均給与月額 (円)	
	平均年齢 (歳)	

(2) 初任給

区	分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成25年1月1日	高校卒		
	短大卒		
	大学卒		

(3) 級別職員数 [] は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比 (単位:人・%)

区 分	一 般 職		
	級	職 員 数	構 成 比
平成25年10月1日現在	1		0.0
	2	2	50.0
	3	[0]	0.0 [0.0]
	4		0.0
	5	1	25.0
	6	1	25.0
	7		0.0
	8		0.0
	9		0.0
	10		0.0
	計	4 [0]	100.0 [0.0]
平成25年1月1日現在	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主 務 補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区		分		一	般	職
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)			4
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			3
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)			
		2号給	(人)			
		3号給	(人)			
4号給		(人)			3	
比 率 (B) / (A)	(%)				75.0	
補 正 前	職 員 数	(A)	(人)			4
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			4
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)			
		2号給	(人)			
		3号給	(人)			
4号給		(人)			4	
比 率 (B) / (A)	(%)				100	

(5) 特殊勤務手当

区分	分	一般職	職
給料総額に対する比率	(%)	0.08	
支給対象職員の比率 (平成25年10月1日現在)	(%)	25.00	
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理作業手当、有害物等取扱業務手当	

(6) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.90 〔0.975〕	2.05 〔1.125〕	3.95 〔2.10〕	有	
補正前	1.90 〔0.975〕	2.05 〔1.125〕	3.95 〔2.10〕	有	
一般会計の制度	1.90 〔0.975〕	2.05 〔1.125〕	3.95 〔2.10〕	有	

〔 〕は再任用短時間勤務職員の支給率

(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考	
支給率等	28.7875	38.955	55.860	55.860	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)		
一般会計の制度 (支給率等)	同					じ	

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	じ
地域手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正
 予定貸借対照表（第3号）

（単位：千円）

借 方			貸 方				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	科 目	既決予定額	補正予定額	計
2. 流動 資 産	27,053	3,540	30,593	6. 剰余金	3,006,895	3,540	3,010,435
(1) 現 金 預 金	26,053	3,540	29,593	(2) 欠損金	184,581	△3,540	181,041
				当年度 イ 未処理 欠損金	184,581	△3,540	181,041
計	6,388,041	3,540	6,391,581	計	6,388,041	3,540	6,391,581

平成25年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第3号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 水道事業 費用				374,254	△3,540	370,714		
	1. 営業費用			292,545	△3,540	289,005		
		5. 総係費			33,551	△3,540	30,011	
			(1) 給料		15,152	△839	14,313	
			(2) 手当等		11,972	△2,188	9,784	
			(5) 法定福利費		5,296	△513	4,783	

平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道
事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 簡易水道事業費用	75,900千円	1,347千円	77,247千円
第1項 営業費用	67,085千円	1,347千円	68,432千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	8,105千円	1,347千円	9,452千円

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 平成 2 5 年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画
1. 平成 2 5 年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）資金計画
1. 平成 2 5 年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業給与費明細書（第 1 号）
1. 平成 2 5 年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予定貸借対照表（第 1 号）
1. 平成 2 5 年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）参考書

平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 簡易水道事業費用			75,900	1,347	77,247	
	1. 営業費用		67,085	1,347	68,432	
		4. 総係費	8,673	1,347	10,020	

平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
補正予算（第1号）資金計画

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計	備 考
受 入 資 金	84,011	0	84,011	
支 払 資 金	76,213	1,347	77,560	
1. 簡易水道事業費用	50,617	1,347	51,964	
差 引	7,798	△1,347	6,451	

平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	給料	手当	報酬	計		
補正後		1	4,245	3,638		7,883	1,449	9,332
	合計	1	4,245	3,638		7,883	1,449	9,332
補正前		1	3,788	2,916		6,704	1,324	8,028
	合計	1	3,788	2,916		6,704	1,324	8,028
比較			457	722		1,179	125	1,304
	合計		457	722		1,179	125	1,304

[]内は再任用短時間勤務職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳		区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員 特別勤務	特例一時金
	補正後				270	454				1,100	1,193	621		
	補正前			173	142	420	82	127	24	336	1,062	546	4	
	比較			△173	128	34	△82	△127	△24	764	131	75	△4	

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	457	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		制度改正に伴う増減分	55歳を超える職員の昇給停止	
		その他の増減分	457	
手当	722	給与改定に伴う増減分		
		制度改正に伴う増減分	55歳を超える職員の昇給停止 地域手当	
		その他の増減分	722	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	一 般 職
平成25年10月1日現在	平均給料月額 (円)	346,878
	平均給与月額 (円)	490,177
	平均年齢 (歳)	45.8
平成25年1月1日現在	平均給料月額 (円)	
	平均給与月額 (円)	
	平均年齢 (歳)	

(2) 初任給

区	分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成25年1月1日	高校卒		
	短大卒		
	大学卒		

(3) 級別職員数 [] は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比 (単位:人・%)

区 分	一 般 職		
	級	職 員 数	構 成 比
平成25年10月1日現在	1		0.0
	2		0.0
	3	[0]	0.0 [0.0]
	4		0.0
	5	1	100.0
	6		0.0
	7		0.0
	8		0.0
	9		0.0
	10		0.0
	計	1 [0]	100.0 [0.0]
平成25年1月1日現在	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主 務 補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区		分		一	般	職	
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)			1	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			1	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)				
		2号給	(人)				
		3号給	(人)				
4号給		(人)				1	
比 率 (B) / (A)	(%)				100		
補 正 前	職 員 数	(A)	(人)			1	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			1	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)				
		2号給	(人)				
		3号給	(人)				
4号給		(人)				1	
比 率 (B) / (A)	(%)				100		

(5) 特殊勤務手当

区分	分	一般職	
			支給率計 (月分)
給料総額に対する比率	(%)	0.00	
支給対象職員の比率 (平成25年10月1日現在)	(%)	0.00	
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理作業手当、有害物等取扱業務手当	

(6) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.90 〔0.975〕	2.05 〔1.125〕	3.95 〔2.10〕	有	
補正前	1.90 〔0.975〕	2.05 〔1.125〕	3.95 〔2.10〕	有	
一般会計の制度	1.90 〔0.975〕	2.05 〔1.125〕	3.95 〔2.10〕	有	

〔 〕は再任用短時間勤務職員の支給率

(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考	
支給率等	28.7875	38.955	55.860	55.860	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)		
一般会計の制度 (支給率等)	同					じ	

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	じ
地域手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正
 予定貸借対照表（第1号）

（単位：千円）

借 方				貸 方			
科 目	既決予定額	補正予定額	計	科 目	既決予定額	補正予定額	計
2. 流動 資 産	7,998	△1,347	6,651	5. 剰余金	1,611,065	△1,347	1,609,718
(1) 現 金 預 金	7,798	△1,347	6,451	(2) 欠損金	16,439	1,347	17,786
				当年度 イ 未処理 欠損金	16,439	1,347	17,786
計	1,973,946	△1,347	1,972,599	計	1,973,946	△1,347	1,972,599

平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考		
1. 簡易水道 事業費用				75,900	1,347	77,247			
	1. 営業費用			67,085	1,347	68,432			
		4. 総 係 費			8,673	1,347	10,020		
			(1) 給 料			3,788	457	4,245	
			(2) 手 当 等			2,993	765	3,758	
			(5) 法定福利費			1,324	125	1,449	

奈良市行政組織条例の一部改正について

奈良市行政組織条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務部」を「総務部」に、「建設部」を「建設部」に改める。
財務部 会計契約部

第2条総合政策部の部分の第4号中「行政改革」を「行財政改革」に改め、同部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 危機管理及び防災に関する事。

第2条総合政策部の部分の第9号を次のように改める。

(9) 市民の安全に関する事。

第2条総務部の部分の第5号を次のように改める。

(5) 情報化に関する事。

第2条総務部の部分中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、同部分の次に次のように加える。

財務部

(1) 予算その他の財務に関する事。

(2) 公有財産の活用に関する事。

(3) 市税の賦課及び徴収に関する事。

第2条市民生活部の部分の第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 交通施策に関する事。

(5) 住宅に関する事。

第2条市民生活部の部分の第6号中「市民の安全その他の」を削り、同条保健福祉部の

部分中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

第2条都市整備部の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条建設部の部分の第6号を削り、同部分の次に次のように加える。

会計契約部

(1) 契約に関すること。

(2) 技術監理及び工事検査に関すること。

(3) 経理事務の適正執行に関すること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

平成26年度における行政需要に対応するため、本市の行政組織の見直しを行い、各部における所掌事務を定めようとするものである。

(参考)

奈良市行政組織条例（抄）

(部の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

総合政策部

総務部

市民生活部

市民活動部

保健福祉部

子ども未来部

環境部

観光経済部

都市整備部

建設部

(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総合政策部

- (4) 行政改革に関する事。
- (6) 予算その他の財務に関する事。
- (9) 情報化に関する事。

総務部

- (5) 契約に関する事。
- (6) 技術監理及び工事検査に関する事。
- (7) 市税の賦課及び徴収に関する事。

市民生活部

- (4) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (5) 危機管理及び防災に関すること。
- (6) 市民の安全その他の市民生活に関すること。

都市整備部

- (2) 交通施策に関すること。

建設部

- (6) 住宅に関すること。

奈良市防災会議条例の一部改正について

奈良市防災会議条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市防災会議条例の一部を改正する条例

奈良市防災会議条例（昭和38年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第7項中「第5項第10号」を「第5項第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市防災会議条例の規定は、平成25年9月1日から適用する。

（提案理由）

審議会等への市議会議員の参画の見直しに伴い、防災会議の委員の区分のうち議会議長の区分を削除しようとするものである。

(参考)

奈良市防災会議条例（抄）

第3条（会長及び委員）

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(8) 議会議長

7 補欠の委員（第5項第10号の委員を除く。）には、その任命又は指名の対象となつていた前任者の職に就任した者が、その職に就任した時に充てられたものとする。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 議会の議員が、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関の構成員の職を兼ねた場合においては、当該構成員としての報酬は支給しない。

別表第1 国民健康保険運営協議会の項を次のように改める。

国民健康保険運営協議会の委員	日額	14,000円
----------------	----	---------

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（提案理由）

議会の議員が、審議会等の附属機関の構成員の職を兼ねた場合は、当該構成員としての報酬を支給しないこととする等の改正を行おうとするものである。

(参考)

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

別表第1（第2条・第3条関係）

		報 酬 額	
支 給 区 分		報 酬 額	
国民健康保険	議会の議員である委員	日 額	12,000 円
運営協議会	その他の委員	日 額	14,000 円

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 55歳（医師にあつては、57歳）に達した職員で、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後在職するものは、前2項の規定にかかわらず昇給しないものとする。ただし、市長が規則で定める特別の理由により必要があると認める場合は、この限りでない。

第7条第6項を次のように改める。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第7条中第7項を削り、第8項を第7項とし、同条第9項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とする。

第7条の2中「前条第10項」を「前条第9項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（職務の級における最高額を超える給料月額の経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例別表の給料表に定める職務の級における給料の幅の最高額を超える給料月額を受けていた職員の施行日以後における給料月額は、

当該職員が施行日の前日において支給を受けていた給料月額の額とし、その者が同一の級にある間は、昇給しないものとする。

(提案理由)

国家公務員の給与改定を踏まえ、55歳（医師は57歳）を超える職員の昇給を停止するほか、最高号給を超える給料月額を決定できる枠外昇給制度を廃止しようとするものである。

(参考)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（抄）

第7条（初任給、昇格及び昇給の基準）

- 3 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、市長が規則で定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。
- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）」とあるのは「2号給」とする。
- 7 前3項の規定において、職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、勤務成績が特に良好であるもの等については、第4項の規定を準用して、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、市長が規則で定めるところにより、昇給させることができる。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第7条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例の一部改正について

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「平成24年12月奈良県条例第35号」の次に「。以下「指定通所支援基準等条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準等条例」に改める。

第98条第1号、第2号及び第4号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第112条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第202条第1項中「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関

する条例」を「指定通所支援基準等条例」に、「同条例」を「指定通所支援基準等条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

関係省令の改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件等について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

(参考)

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(16)多機能型 第80条に規定する指定生活介護の事業、第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第35号）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第98条 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。こ

の場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録

を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から、障害者の支援を行う上で必要な技術的支援を受けていること。

（従業者の員数等に関する特例）

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第64条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第74条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

奈良市立応急診療所条例の一部改正について

奈良市立応急診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市立休日夜間応急診療所の項中「奈良市二条大路南一丁目1番28号」を「奈良市柏木町519番地の28」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

施設の老朽化等による休日夜間応急診療所の移転に伴い、改正しようとするものである。

(参考)

奈良市立応急診療所条例（抄）

(名称及び位置)

第2条 応急診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市立休日夜間応急診療所	奈良市二条大路南一丁目1番28号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「使用」を「利用」に改める。

第2条の3第2項中「において使用者」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 指定管理者は、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更するときは、その旨を周知しなければならない。

第2条の3の次に次の1条を加える。

（利用の方法）

第2条の4 会館を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 利用者は、会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。

4 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(利用料金の還付)

第5条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、規則で定める理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区 分		利用料金（1時間当たり）
		円
奈良市済美地域ふれあい会館	和室1	250
	和室2	300
	多目的ホール	200
	1階ロビー	200
	小会議室	170
	大会議室A	530
	大会議室B	530
奈良市柳生地域ふれあい会館	和室	210
	大会議室A	900
	大会議室B	450
奈良市とみの里地域ふれあい会館	和室1	160
	和室2	160
	カラオケルーム	220
	小会議室	200
	中会議室A	390
	中会議室B	380

	大会議室 A	8 2 0
	大会議室 B	6 5 0
	大会議室 C	6 6 0
奈良市右京地域ふれあい会館	和室	1 1 0
	集会室	6 3 0
奈良市帯解地域ふれあい会館	和室 1	1 6 0
	和室 2	1 6 0
	小会議室	5 1 0
	大会議室	7 5 0
奈良市朱雀地域ふれあい会館	和室	2 0 0
	集会室 A	2 9 0
	集会室 B	3 5 0
奈良市東市地域ふれあい会館	応接室	1 0 0
	和室 1	1 0 0
	和室 2	1 4 0
	小会議室	5 0 0
	大会議室 A	3 4 0
	大会議室 B	4 0 0
奈良市左京地域ふれあい会館	和室	2 4 0
	小会議室	2 4 0
	大会議室 A	3 9 0
	大会議室 B	4 2 0
奈良市青和地域ふれあい会館	和室	3 0 0
	会議室	2 0 0
	集会室	6 7 0
奈良市佐保川地域ふれあい会館	和室 1	1 3 0
	和室 2	2 0 0
	小会議室	2 1 0
	大会議室 A	2 5 0

	大会議室 B	3 1 0
奈良市辰市地域ふれあい会館	和室	3 0 0
	小会議室	4 7 0
	大会議室 A	3 2 0
	大会議室 B	4 0 0
奈良市月瀬地域ふれあい会館	和室 1	2 5 0
	和室 2	2 5 0
	和室 3	3 1 0
奈良市西大寺北地域ふれあい会館	和室	3 1 0
	小会議室	5 2 0
	大会議室 A	3 8 0
	大会議室 B	4 0 0
奈良市佐保台地域ふれあい会館	和室	1 3 0
	洋室	1 3 0
	会議室	6 2 0
	多目的室	6 6 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市地域ふれあい会館条例第4条から第6条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後になされる届出に係る利用について適用する。

(提案理由)

地域ふれあい会館の利用に係る費用負担について、公民館等との均衡を図るため有料化し、利用料金制を導入しようとするものである。

(参考)

奈良市地域ふれあい会館条例（抄）

(指定管理者)

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる会館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 会館の使用に関すること。

第2条の3（休館日及び開館時間）

2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、会館内において使用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(使用の制限)

第3条 次のいずれかに該当する者は、会館を使用することができない。

(3) 施設又は附属設備をき損し、汚損し、又は滅失させるおそれがある者

(使用料)

第4条 会館の使用料は、無料とする。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中学校の部奈良市立興東中学校の項中「奈良市大柳生町4, 736番地・奈良市須川町1, 968番地の2」を「奈良市大柳生町832番地」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

施設の老朽化等による興東中学校の移転に伴い、改正しようとするものである。

(参考)

奈良市立学校設置条例（抄）

(名称及び位置)

第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

種 別	名 称	位 置
中 学 校	奈良市立興東中学校	奈良市大柳生町 4, 736 番地・奈良市須川町 1, 968 番地の 2

奈良市学校給食費の管理に関する条例の制定について

奈良市学校給食費の管理に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の徴収及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 市は、市が設置する小学校及び中学校のうち規則で定める学校において、学校給食（法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第3条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準じる者として規則で定める者をいう。）から、法第11条第2項に規定する学校給食費を徴収する。

2 前項の学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校給食費を公会計化することにより会計の透明化等を図るため、学校給食費の徴収及び管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について

奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例
(奈良市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「簡易水道事業」の次に「(以下「水道事業」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。

第2条中「簡易水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第3条第1項中「(簡易水道事業を含む。以下同じ)」を「及び下水道事業(以下「水道事業等」という)」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

3 下水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表第2のとおりとする。

第4条第1項中「水道事業」を「水道事業等」に、「水道事業管理者(以下「管理者」という。)1人を置く」を「管理者を1人置き、その名称は、公営企業管理者(以下「管理者」という。）」とする」に改め、同条第2項中「水道局」を「企業局」に改める。

第5条中「水道事業」を「水道事業等」に、「5千平方メートル」を「5,000平

方メートル」に改める。

第6条及び第7条中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

第8条第1項中「水道事業」を「水道事業等」に改め、同条第2項中「5月31日」を「、5月31日」に改め、同項第3号中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

名称	計画処理区域		計画処理人口	計画1日最大処理水量
奈良市 公共下水道事業	下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域		人 356,409	立方メートル 192,711
奈良市 農業集落排水事業	精華地区 農業集落排水処理施設	米谷町の一部、中畑町の一部、興隆寺町の一部、南椿尾町の一部、北椿尾町の一部、菩提山町の一部、高樋町の一部、虚空蔵町の一部	1,470	485
	田原地区 農業集落排水処理施設	横田町の一部、茗荷町の一部、矢田原町の一部、南田原町の一部、中之庄町の一部、中貫町の一部、大野町の一部、日笠町の一部、沓掛町の一部、此瀬町の一部、和田町の一部、須山町の一部、田原春日野町の一部	2,100	693
	石打地区 農業集落排水処理施設	月ヶ瀬石打の一部	660	218
	尾山地区 農業集落排水処理施設	月ヶ瀬尾山の一部	770	255
	長引地区 農業集落排水処理施設	月ヶ瀬長引の一部	240	80

東部第1地区農業集落排水処理施設	大柳生町の一部、阪原町の一部、須川町の一部、狭川両町の一部、西狭川町の一部、狭川東町の一部、下狭川町の一部	2, 6 1 0	8 6 1
東部第2地区農業集落排水処理施設	柳生町の一部、柳生下町の一部、興ヶ原町の一部、水間町の一部、大保町の一部、邑地町の一部、丹生町の一部	2, 4 3 0	8 0 1

(奈良市下水道条例の一部改正)

第2条 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 都市下水路（第28条）」を「第5章 削除」に改める。

第1条中「設置その他の」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第5号中「規定する下水道」の次に「（法第2条第5号に規定する都市下水路を除く。）」を加え、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第14号中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号を同条第14号とする。

第4条第1項中「若しくは都市下水路」を削り、「市長」を「管理者」に改める。

第5条、第6条第1号、第3号及び第5号から第7号まで、第7条並びに第9条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第11条の3中「規則で」を「管理者が」に改める。

第11条の4、第12条、第13条第2項、第14条、第16条、第17条、第19条から第22条まで及び第23条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第25条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第26条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第28条 削除

第29条から第31条まで、第33条から第35条まで、第36条第2項及び第39条中「市長」を「管理者」に改める。

第41条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第42条第8号及び第43条第3号中「(第28条において準用する場合を含む。)」を削る。

(奈良市行政組織条例の一部改正)

第3条 奈良市行政組織条例(平成13年奈良市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条建設部の部分の第3号を次のように改める。

(3) 削除

(奈良市職員定数条例の一部改正)

第4条 奈良市職員定数条例(昭和28年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「2,054人」を「2,011人」に改め、同条第2号中「210人」を「253人」に改める。

(奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第38号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例

第1条中「水道事業の管理者」を「公営企業の管理者」に改める。

第2条の見出し中「水道事業の管理者」を「公営企業の管理者」に改め、同条中「水道事業の管理者」を「公営企業の管理者」に、「奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例」を「奈良市公営企業管理者の給与に関する条例」に改める。

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号

ずつ繰り上げる。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第20条中「下水処理作業手当又は」を削る。

(奈良市特別会計条例の一部改正)

第7条 奈良市特別会計条例(昭和39年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

(奈良市営駐車場条例の一部改正)

第8条 奈良市営駐車場条例(平成9年奈良市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「、西部公民館又は水道局西部営業所」を「又は西部公民館」に改める。

(奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正)

第9条 奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例(平成24年奈良市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第21条第2項及び第28条第2項」を「及び第21条第2項」に、「、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び」を「及び終末処理場の」に改める。

第3条第2号中「最小限度」を「最少限度」に改め、同条第3号中「規則で」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。))が」に改め、同条第5号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第4条第1号、第5条第2号及び第7条第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第8条及び第9条を削る。

(奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第10条 奈良市農業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び」を削る。

第2条第1号中「市長」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。))」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条から第6条まで、第8条第1項及び第2項、第11条第2項、第12条、第13条第1項並びに第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第16条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

第17条、第18条、第19条第2号、第20条及び第21条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第24条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考中「市長」を「管理者」に改め、同表を別表とする。

(奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部改正)

第11条 奈良市水洗便所設備費助成に関する条例（昭和40年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条第1項、第4条及び第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第12条 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第2条第2項、第3条、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項並びに第9条から第11条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第13条 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条第3項、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条から第9条まで、第10条第2項、第11条第2項、第12条並びに第13条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表中「管理者」を「管理人」に改める。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第14条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号

) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例

第1条中「奈良市水道事業の管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項中「管理者」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

(奈良市水道事業給水条例の一部改正)

第16条 奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「奈良市水道事業の設置等に関する条例」を「奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第20条第2項中「水道局」を「企業局」に改める。

(奈良市行政手続条例等の一部改正)

第17条 次に掲げる条例の規定中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

- (1) 奈良市行政手続条例(平成11年奈良市条例第19号)第2条第6号
- (2) 奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第2条第1号
- (3) 奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)第2条第1号
- (4) 奈良市法令遵守の推進に関する条例(平成19年奈良市条例第4号)第2条第1号
- (5) 職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表

(奈良市平城浄化センター整備事業基金条例等の廃止)

第18条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 奈良市平城浄化センター整備事業基金条例(平成2年奈良市条例第3号)
- (2) 奈良市公共下水道及び農業集落排水処理施設整備事業基金条例(平成17年奈良市条例第21号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

(適用区分)

- 3 第6条の規定による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後の勤務に係る手当について適用し、同日前の勤務に係る手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

下水道事業に地方公営企業法を適用し、上下水道事業を統合することに伴い、関係条例について所要の改廃を行おうとするものである。

(参考)

奈良市水道事業の設置等に関する条例（抄）

(設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業を設置する。

(地方公営企業法の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表のとおりとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業を通じて水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度

4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(3) 前2号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

奈良市下水道条例（抄）

目次

第5章 都市下水路（第28条）

（目的）

第1条 この条例は、法令に定めるものを除くほか、本市の下水道の設置その他の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資するため、本市に下水道を設置する。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(5) 下水道 法第2条第2号に規定する下水道をいう。

(9) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。

(14) 中間排水 工場その他の事業所（公衆浴場、共同浴場及び市長が認める公共又は公益関係の業種を除く。次号において同じ。）から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。

（代理人の選定）

第4条 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者（同項ただし書の規定により排水設備の設置義務の免除等の許可を受けた者を除く。）又は下水を排除して公共下水道若しくは都市下水路を使用する者は、本市内に居住しないときその他市長が必要と認めるときは、法令又はこの条例に定める事項を処理するため、本市内に居住する者のうちから代理人を選定し、これを市長に届け出なければならない。代理人を変更したときも、同様とする。

（排水設備の計画の確認）

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が法令及びこの条例に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。ただし、第36条第1項の規定により本市に排水設備の新設等の工事を委託した場合には、この限りでない。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第6条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備を使用して下水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下本条において「取付ます等」という。）に固着させること。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場その他市長が必要と認める工場又は事業場から下水を流入させる場合は、汚水と雨水を分離した構造の排水設備とし、それぞれ取付ます等に固着させること。
- (3) 公共下水道（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備を使用して下水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下本号において同じ。）の取付ます及び取付管の箇所数は、合流式の公共下水道にあつては一の敷地につき1箇所とし、第1号ただし書の規定に該当する場合及び分流式の公共下水道にあつては汚水を排除すべき取付ます及び取付管と雨水を排除すべき取付ます及び取付管とを区分し、それぞれ一の敷地につき1箇所とする。ただし、建築物の立地状況その他の理由により、これにより難いと市長が認めるときは、この限りでない。
- (5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。
- (6) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。
- (7) 下水の排出量の特に多い箇所の排水管の内径は、前2号の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

(排水設備の工事の実施等)

第7条 排水設備の新設等の工事は、第36条第1項の規定により本市が委託を受けて行う場合を除き、当該工事について技能を有すると市長が指定した者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。

2 排水設備指定工事店は、排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理については、当該設計等について技能を有すると市長が認定し、かつ、登録をした者（以下「排水設備工事責任技術者」という。）でなければ行わせてはならない。

(排水設備のしゅん工検査)

第9条 排水設備の新設等の工事を行つた排水設備指定工事店は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、しゅん工検査を受けなければならない。この場合において、しゅん工検査に特別の費用を要したときは、その工事を行つた排水設備指定工事店がその費用を負担しなければならない。

第11条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除された汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他の必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、規則で定める量又は水質の汚水を排除する場合については、次に定める基準のうち規則で定める項目は適用しない。

(停止命令等)

第11条の4 市長は、前2条の規定に違反して公共下水道（前条に規定する場合にあつては、終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続するものに限る。本条、第13条第1項及び第14条において同じ。）に下水を排除する者に対し、除害施設の設置その他の必要な措置をすることを命じ、その命令に従わないときは、公共下水道への下水の排除を停止することを命ずることができる。

(除害施設の設置等の届出)

第12条 第11条の2及び第11条の3の規定により除害施設の設置その他の必要な措置をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の措置をした者（以下「除害施設設置者等」という。）は、当該除害施設の設置の工事又は当該必要な措置が完了した日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第13条 (除害施設等の管理)

2 除害施設設置者等は、除害施設の維持管理その他の下水の適正な排除に関する業務を担当する除害施設等管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。除害施設等管理責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(事故防止等)

第14条 除害施設設置者等その他市長が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により第11条の2各号又は第11条の3各号に定める基準に適合しない水質の下水が

公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときに、その流入を停止することができるバルブ、ゲートその他の設備を設けなければならない。

- 2 除害施設設置者等その他市長が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により汚水排除基準に適合しない水質の汚水が公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときは、応急の措置を講じ、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(使用開始等の届出)

第16条 法第11条の2の規定により届出をする場合を除き、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、雨水のみを排除しようとするときは、この限りでない。

(公共下水道の一時使用)

第17条 土木又は建築に関する工事の施行に伴う下水を排除するため一時的に公共下水道を使用しようとする者その他下水を排除して一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(汚水排出量の認定)

第19条 汚水排出量は、次の各号に定めるところにより認定するものとする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して、市長が認定する。

(3) 第17条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用した場合の汚水排出量は、当該工事の内容、下水の排除の方法その他の態様を勘案して、市長が認定する。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、地下湧水^{ゆう}その他の下水を排除した場合の汚水排出量は、排水その他の態様を勘案して、市長が認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、製氷業その他市長が認める業を営む場合で、当該営業に伴い使用する水の量が汚水排出量と著しく異なるときは、市長は、当該営業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して、汚水排出量を認定することができる。

(特定排水の水質の認定)

第20条 第18条第2項に規定する特定排水の水質は、市長が認定する。

(使用料の徴収方法)

第21条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。

(2) 第19条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する場合の使用料は、市長の定めるところにより徴収する。

- 2 前項の場合において、市長は、第17条の規定により許可を受けて下水を排除して、一時的に公共下水道を使用する者に対して、予定汚水排出量を算定し、当該予定汚水排出量に係る水量使用料を前納させることができる。

- 3 前項の規定により前納した使用料は、当該一時的に公共下水道を使用する者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、又は市長が必要と認めたときに精算し、その結果、過払金又は不足金があつた場合は、還付し、又は追徴するものとする。

(使用料算定のための資料の提出)

第22条 市長は、汚水排出量の認定、特定排水の認定その他使用料算定に必要な限度において、使用料を納付すべき者に資料の提出を求めることができる。

(計測装置の設置)

第23条 市長は、汚水排出量又は下水の水質を認定するため必要と認めるときは、その者の同意を得て他人の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量又は当該下水の水質の測定のための装置を設けることができる。

(行為の許可等)

第25条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

第26条 (許可を要しない軽微な変更等)

2 令第16条に規定する軽微な行為をしようとする者又は前項に規定する軽微な変更をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

第5章 都市下水路

(準用規定)

第28条 第24条、第25条第1項、第26条及び第27条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と、「令第16条」とあるのは「令第19条」と、「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と読み替えるものとする。

(占用の許可)

第29条 工作物その他の物件を設けることにより下水道の敷地を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の場合において、市長は、当該下水道の敷地の占用が下水道の管理上支障がないと認めるときは、許可することができる。

(占用の期間)

第30条 下水道の敷地の占用期間は、10年以内で市長が定める。占用期間を更新しようとするときも、同様とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第31条 第29条の規定による許可を受けて下水道の敷地を占用する者（以下「占用者」という。）は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(無断占用に対する処置)

第33条 市長は、第29条の規定による許可を受けないで下水道の敷地を占用する者又は第31条の規定に違反して下水道の敷地を占用する者に対して、直ちに当該敷地の占用を停止し、工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することを命ずることができる。

(占有許可の取消し等)

第34条 市長は、占有者が次の各号の一に該当するときは、下水道の敷地の占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を附することができる。

(3) 第31条の規定による市長の承認を受けないで、その権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。

2 市長は、下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、下水道の敷地の占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を附することができる。

(原状回復)

第35条 占有者は、下水道の敷地の占有期間が満了した場合又は当該占有を廃止した場合若しくは前条の規定により占有の許可を取り消された場合は、下水道の敷地を占有している工作物その他の物件を撤去して原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不適当と市長が認めた場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により下水道の敷地を原状に回復しようとする占有者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第33条の命令に従わない者又は第1項の規定による義務を履行しない占有者がある場合は、その者に代わつて当該敷地を占有する工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することができる。この場合において、当該命令に従わない者又は占有者は、その費用を負担しなければならない。

第36条 (工事等の委託)

2 前項の規定により工事の施行を委託した者は、工事費概算額を前納しなければならない。ただし、官公署その他市長がその必要がないと認めた者については、この限りでない。

(使用料等の免除等)

第39条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に規定する使用料、手数料その他の金額の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は猶予することができる。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第42条 次の各号の一に該当する者には、50,000円以下の過料を科する。

(8) 第24条(第28条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第43条 次の各号の一に該当する者には、10,000円以下の過料を科する。

(3) 第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなかつた者

奈良市行政組織条例（抄）

（分掌事務）

第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設部

（3）下水道に関すること。

奈良市職員定数条例（抄）

（定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

（1）市長の事務部局の職員 2,054人

（2）公営企業の事務部局の職員 210人

奈良市常勤の監査委員及び水道事業の 管理者の退職手当の特例に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例について定めるものとする。

（常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例）

第2条 平成24年7月1日において常勤の監査委員及び水道事業の管理者の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第7条及び奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

第2条（手当の支給及び種類）

2 手当の種類は、次のとおりとする。

（7）下水処理作業手当

（下水処理作業手当）

第9条 下水処理作業手当は、下水処理作業に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額600円を超えない範囲内において規則で定める。

（重複支給の禁止）

第20条 下水処理作業手当又は道路舗装等作業手当を受ける職員には、災害復旧等業務手当は支給しない。

奈良市特別会計条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。

- (1) 奈良市下水道事業費特別会計 下水道事業

奈良市営駐車場条例（抄）

別表第2（第4条関係）

- 1 入庫した日に出庫する場合の駐車料金（定期利用を除く。）（1台につき）

区 分	駐車時間	駐車料金
公共施設利用者	1時間以内の場合	無料
	1時間を超える場合	800円
備考 この表において「公共施設利用者」とは、入庫した日に西部出張所、西部会館市民ホール、西部公民館又は水道局西部営業所を利用する者をいう。		

奈良市公共下水道の構造等の基準に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第7条第2項、第21条第2項及び第28条第2項の規定に基づき、公共下水道の構造、終末処理場の維持管理並びに都市下水路の構造及び維持管理の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第3条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第5条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第4条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、か

つ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第7条第6号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

(終末処理場の維持管理)

第7条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第8条 第3条、第4条及び第6条の規定は、法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第9条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、1年に1回以上のしゅんせつを行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

奈良市農業集落排水処理施設条例（抄）

(目的)

第1条 この条例は、本市農業集落地域における排水処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めて、その整備を図り、もって農業集落地域における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 汚水 し尿又は雑排水（工場廃水、雨水その他の市長が指定する特殊な排水を除く。）をいう。

(排水処理施設の設置)

第3条 本市に排水処理施設を設置する。

2 排水処理施設の名称及び位置は、別表第1に定めるところとする。

(供用開始の告示等)

第4条 市長は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、処理すべき区域その他必要な事項を告示し、かつ、

これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の設置等)

第5条 排水処理施設の供用が開始された場合においては、当該排水処理施設の処理区域内の建築物の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その建築物の汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(排水設備の計画の確認)

第6条 処理区域内において、排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が第9条に規定する排水設備の設置及び構造の基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備のしゅん工検査)

第8条 排水設備の新設等の工事を行った排水設備指定工事店は、その工事が完了した日から5日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る工事が次条の基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。

第11条 (水洗便所への改造義務)

2 市長は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命じることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定である場合その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用開始等の届出)

第12条 排水処理施設の使用を開始し、廃止し、若しくは休止し、又はその使用を再開しようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の検査)

第13条 市長は、排水処理施設の機能及び構造を保全し、又は排水処理施設からの放流水の水質について浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び市長が別に定める排水基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして処理区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

(使用制限)

第14条 市長は、排水処理施設に関する工事を施工する場合その他やむを得ない理由があるときは、処理区域の全部又は一部の区域を指定して、当該排水処理施設の使用を一時制限することができる。

- 2 市長は、前項の規定により排水処理施設の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間を、あらかじめ、関係者に周知させる措置を講じなければならない。

第16条（使用料）

- 2 前項の使用料の額は、別表第2の左欄に掲げる排水処理施設に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（使用料の減免等）

- 第17条** 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部の徴収を免除し、又は猶予することができる。

（汚水排出量の認定）

- 第18条** 汚水排出量は、次に定めるところにより認定するものとする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して、市長が認定する。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、地下湧水^{ゆうすい}その他の汚水を排除した場合の汚水排出量は、排水その他の態様を勘案して、市長が認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、営業に伴い使用する水の量が汚水排出量と著しく異なるときは、市長は、当該営業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して、汚水排出量を認定することができる。

（使用料の徴収方法）

- 第19条** 使用料は、次に定めるところにより徴収する。

(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する場合の使用料は、市長の定めるところにより徴収する。

（使用料算定のための資料の提出）

- 第20条** 市長は、汚水排出量の認定その他使用料算定に必要な限度において、使用料を納付すべき者に資料の提出を求めることができる。

（計測装置の設置）

- 第21条** 市長は、汚水排出量を認定するため必要と認めるときは、その者の同意を得て他人の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量のための装置を設けることができる。

（委任）

- 第24条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

名 称	位 置
精華地区農業集落排水処理施設	奈良市米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町、菩提山町、高樋町、虚空蔵町
田原地区農業集落排水処理施設	奈良市横田町、茗荷町、矢田原町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、田原春日野町
石打地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬石打
尾山地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬尾山
長引地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬長引
東部第1地区農業集落排水処理施設	奈良市大柳生町、阪原町、須川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町
東部第2地区農業集落排水処理施設	奈良市柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町

別表第2（第16条関係）

備考
市長が認める公共又は公益関係の施設に係る使用料は、汚水排出量が1月につき300立方メートルを超える分についても、1立方メートルにつき108円とする。

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例（抄）

第2条（助成の対象）

2 前項に規定する期間を超える場合においても、その期間を超えることについて相当の理由があると市長が認めるときは、助成金を交付することができる。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、水洗便所改造1件につき1万円とし、1戸1件に限るものとする。ただし、市長が特に必要と認める者に対する助成金の額は、これを増額することができる。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

（助成金の返還等）

第6条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、又は交付した助成金の金額の返還を命じることができる。

(3) 前2号のほか、市長において助成の必要がないと認めたとき。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（抄）

（総則）

第1条 市長は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。

第2条（受益者）

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行なわれた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

（負担区の決定等）

第3条 市長は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称及び区域を告示しなければならない。

（賦課対象区域の決定等）

第5条 市長は、毎年度の当初に、その年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。

（負担金の賦課及び徴収）

第6条 市長は、前条第1項の規定による告示の日現在における当該告示のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

（負担金の徴収猶予）

第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

(3) その他市長において特に徴収猶予の必要があると認めるとき。

第8条（負担金の減免）

2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

（受益者に変更があつた場合の取扱い）

第9条 第5条第1項の規定による告示の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

（延滞金）

第10条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、

当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（抄）

(事業区域の決定等)

第3条 市長は、事業区域を定めたときは、これを告示しなければならない。事業区域を変更するときも、また、同様とする。

第4条 (分担金の額)

3 市長は、一の敷地内に存する建築物に係る分担金の額が、当該建築物から排除される汚水の状態により他の建築物に係る分担金の額に比べ著しく均衡を失すると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、一の建築物について60万円を超えない範囲内において別に分担金の額を定めることができる。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 市長は、分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定めたときは、これを告示しなければならない。

(分担金の賦課及び徴収等)

第6条 市長は、前条の規定による告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の建築物に係る受益者ごとに、第4条の規定により算定した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。

(分担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。

(2) その他市長において特に徴収猶予の必要があると認めるとき。

(分担金の減免)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

第10条 (新たな建築物の取扱い)

2 前項の場合において、同項の新たな建築物に係る分担金の徴収方法は、第6条第3項の規定にかかわらず、市長が定める。

第11条（建築物の増築等をした場合の取扱い）

2 前項の場合において、同項の増築、改築又は用途変更された建築物に係る分担金の額は、第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額から、その額を限度として賦課対象建築物について納付すべき分担金の額を控除した額とし、その徴収方法は、第6条第3項の規定にかかわらず、市長が定める。

（延滞金）

第12条 市長は、第6条第2項の納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

（月ヶ瀬地区公共下水道施設についての分担金の賦課）

第13条 市長は、月ヶ瀬地区公共下水道施設を使用することができる区域内に存する建築物の所有者で、当該下水道施設により利益を受けるものに対して、この条例の規定の例により分担金を賦課するものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条関係）

区分		分担金の額
建築物の種類	延べ床面積	
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建築物（管理者又は職員等の住居として使用するものを除く。）	2,000平方メートル以下の場合	20万円
	2,000平方メートルを超える場合	40万円

奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、奈良市水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抄）

第3条の2（初任給調整手当）

3 前2項の規定による初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

奈良市水道事業給水条例（抄）

（給水区域）

第2条 市の水道事業の給水区域は、奈良市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）別表に定めるとおりとする。

2 水道事業管理者（以下「管理者」という。）が公益上必要と認めるときは、前項の給水区域以外の区域に分水することができる。

第20条（私設消火栓の使用）

2 演習のため私設消火栓を使用するときは、本市水道局職員の立会を要する。

奈良市行政手続条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(6) 本市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくは水道事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等において独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

奈良市情報公開条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

奈良市個人情報保護条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

奈良市法令遵守の推進に関する条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び水道事業管理者をいう。

職員等の旅費に関する条例（抄）

別表（第14条、第15条、第18条、第19条関係）

区分	職 別	旅行雑費 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)
		近隣府県	その他	
2	副市長 水道事業管理者 教育長 常勤の監査委員	800	1,600	14,500

奈良市平城浄化センター整備事業基金条例（抄）

（設置）

第1条 平城浄化センターの整備事業等に必要な資金を積み立てるため、奈良市平城浄化センター整備事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、奈良市下水道事業費特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は奈良市一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、平城浄化センターの整備事業等に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良市公共下水道及び農業集落排水処理施設整備事業基金条例（抄）

（設置）

第1条 本市における公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備事業に必要な資金を積み立てるため、奈良市公共下水道及び農業集落排水処理施設整備事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、奈良市下水道事業費特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は奈良市一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備事業に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

奈良市都市下水路条例の制定について

奈良市都市下水路条例を次のように制定しようとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市都市下水路条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令で定めるもののほか、本市が設置する都市下水路の管理並びに施設の構造及び維持管理の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 下水道法（昭和33年法律第79号）をいう。
- (2) 令 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）をいう。
- (3) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (4) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。

(構造の技術上の基準)

第3条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水^{きよ}渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢^{とう}工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋を設けること。

(適用除外)

第4条 前条の規定は、次に掲げる都市下水路については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる都市下水路
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる都市下水路

(維持管理の技術上の基準)

第5条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、1年に1回以上のしゅんせつを行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

(土砂等の投入の禁止)

第6条 何人も、土砂、ごみ、油類、農薬その他都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのあるものを、都市下水路に投入してはならない。

(行為の許可)

第7条 法第29条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(許可を要しない軽微な変更等)

第8条 法第29条第1項に規定する条例で定める軽微な変更は、同項の規定により許可を受けた者が、当該許可に係る施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行う変更で、当該施設又は工作物その他の物件の地上に存する部分に、都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件を添加することに伴うものとする。

2 令第19条に規定する軽微な行為をしようとする者又は前項に規定する軽微な変更をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(特別の費用負担)

第9条 法第29条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に伴い、都市下水路の施設の増設又は改築を要することとなるときは、当該増設又は改築に要する費用を負担しなければならない。

(占用の許可)

第10条 工作物その他の物件を設けることにより都市下水路の敷地を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の場合において、市長は、当該都市下水路の敷地の占用が都市下水路の管理上支障がないと認めるときは、許可することができる。

(占用の期間)

第11条 都市下水路の敷地の占用期間は、10年以内で市長が定める。占用期間を更新しようとするときも、同様とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 第10条の規定による許可を受けて都市下水路の敷地を占用する者（以下「占用者」という。）は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(占用料の徴収)

第13条 占用者は、占用料を納付しなければならない。

2 前項の占用料の額及び徴収方法等については、奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）の規定を準用する。

(無断占用に対する処置)

第14条 市長は、第10条の規定による許可を受けないで都市下水路の敷地を占有する者又は第12条の規定に違反して都市下水路の敷地を占有する者に対して、直ちに当該敷地の占有を停止し、工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することを命じることができる。

(占有許可の取消し等)

第15条 市長は、占有者が次の各号の一に該当するときは、都市下水路の敷地の占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により占有の許可を受けたとき。
- (2) 許可の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 第12条の規定による市長の承認を受けないで、その権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。
- (4) 占有料を滞納したとき。

2 市長は、都市下水路の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、都市下水路の敷地の占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(原状回復)

第16条 占有者は、都市下水路の敷地の占有期間が満了した場合又は当該占有を廃止した場合若しくは前条の規定により占有の許可を取り消された場合は、都市下水路の敷地を占有している工作物その他の物件を撤去して原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不相当と市長が認めた場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により都市下水路の敷地を原状に回復しようとする占有者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第14条の命令に従わない者又は第1項の規定による義務を履行しない占有者がある場合は、その者に代わって当該敷地を占有する工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することができる。この場合において、当該命令に従わない者又は占有者は、その費用を負担しなければならない。

(占有料の免除等)

第17条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に規定する占有料の金額の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は猶予することができる。

(許可又は承認の条件)

第18条 法第33条の規定による場合を除くほか、この条例の規定による許可又は承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第6条の規定に違反した者には、50,000円以下の過料を科する。

第21条 第8条第2項の規定による届出を行わなかった者には、10,000円以下の過料を科する。

第22条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に奈良市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例（平成 年奈良市条例第 号）第2条の規定による改正前の奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の規定により都市下水路に関しなされた許可、処分その他の行為は、施行日以後においては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(提案理由)

下水道事業の地方公営企業化及び上下水道事業の統合後においても、従前どおり市長が行うこととなる都市下水路の管理等に関し必要な事項を定めようとするものである。

財産の取得について

防災行政無線通信設備整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物品の表示

品名	数量
防災行政無線デジタル移動系携帯型無線装置	124台

2 契約金額 4,627,308円

3 契約の相手方 奈良市下三条町1番地の1
西日本電信電話株式会社 奈良支店
支店長 高木 康弘

工事請負契約の締結について

都祁中学校校舎改築工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 都祁中学校校舎改築工事
- 2 契約の方法 総合評価落札方式一般競争入札
- 3 契約金額 651,048,300円
- 4 契約の相手方 奈良市三条大路一丁目1番48号
都祁中学校校舎改築工事中村建設・大倭殖産特定建設工事
共同企業体
代表者 中村建設株式会社
代表取締役 中村 光良
大倭殖産株式会社
代表取締役 矢追 盛賢

都祁中学校校舎改築工事の概要

1. 工事場所 奈良市針町 2 5 5 4 番地

2. 工事規模

(1) 建築主体工事

敷地面積： 1 8, 6 6 4. 3 0 m²

建築面積： 1, 2 2 2. 2 6 m²

延床面積： 2, 9 1 8. 1 5 m²

構造階数：鉄筋コンクリート造 3階建

(2) 電気設備工事 一式

(3) 機械設備工事 一式

(4) 外構工事 一式

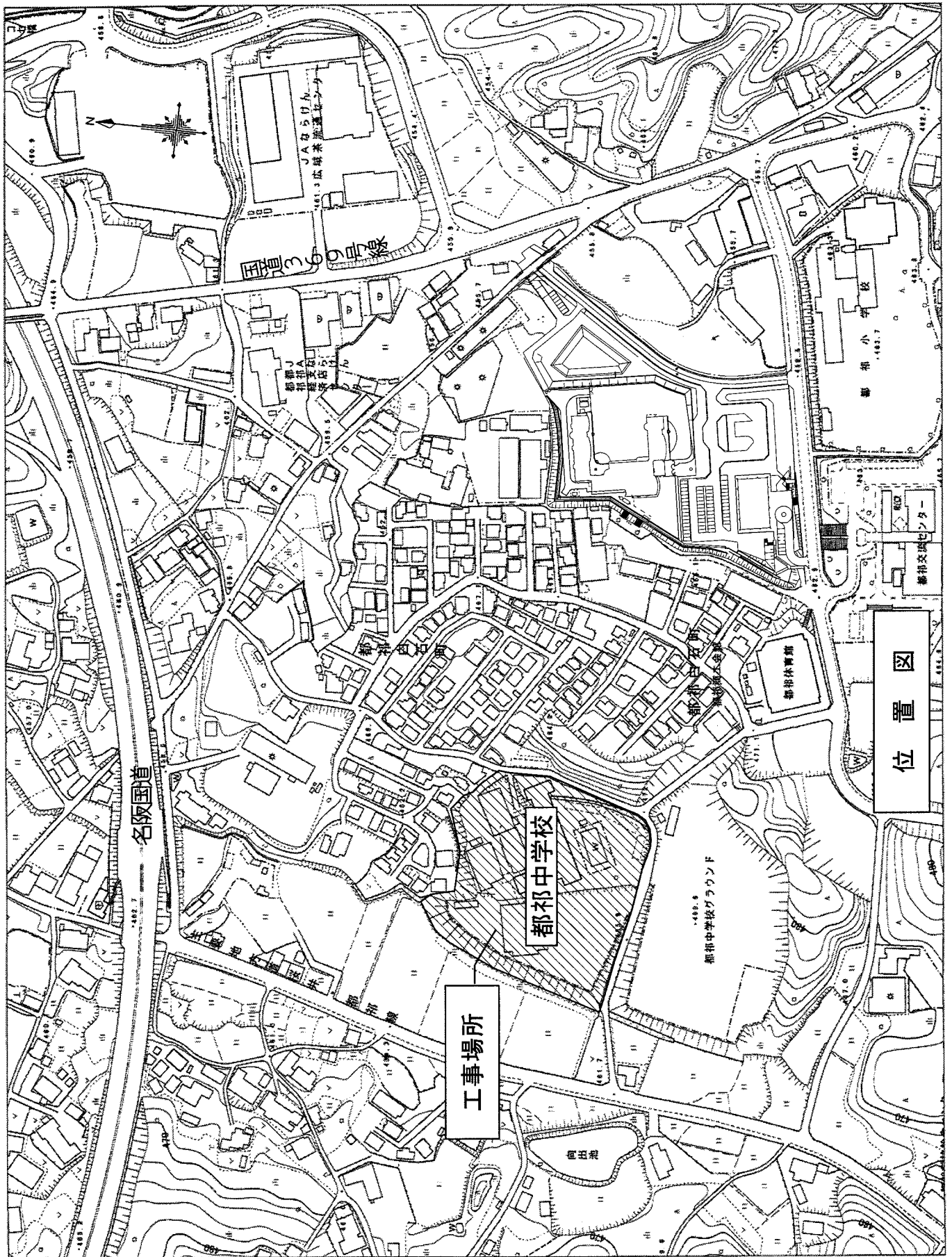
(5) 既設校舎解体撤去工事 一式

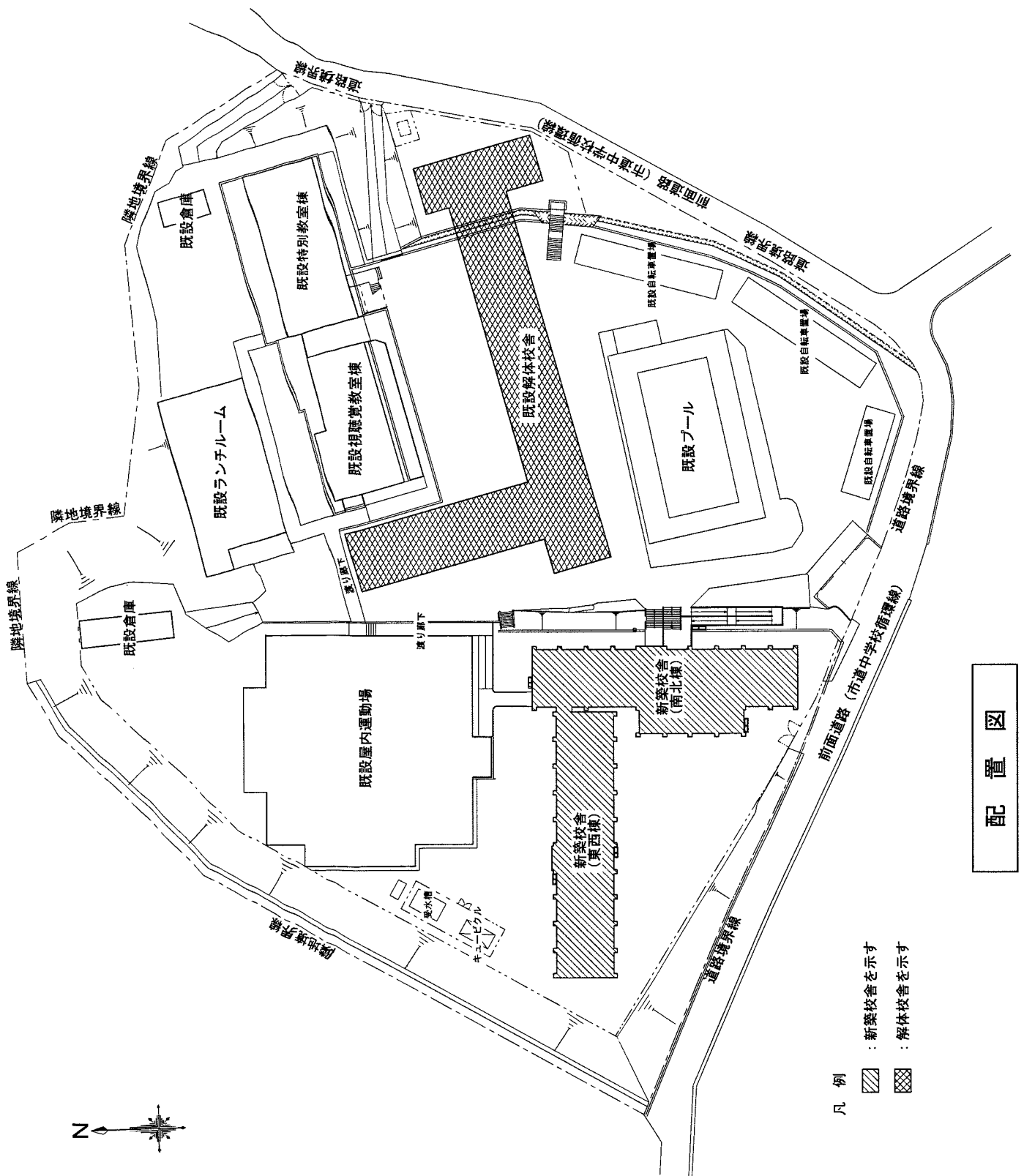
建築面積： 1, 1 2 4. 0 0 m²

延床面積： 2, 5 0 5. 6 0 m²

構造階数：鉄筋コンクリート造 3階建

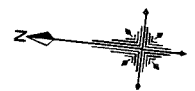
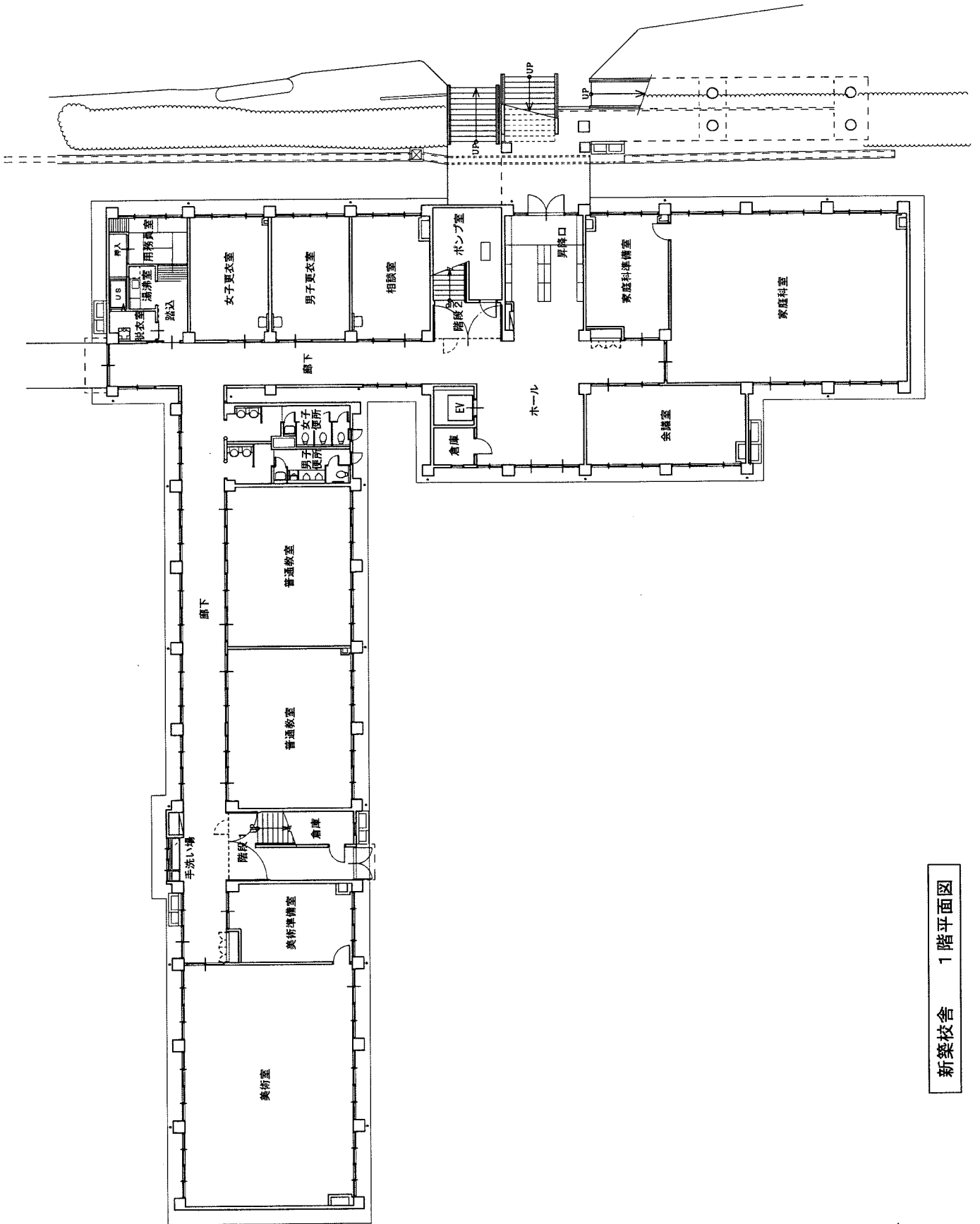
3. 工 期 契約の日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで





配置図

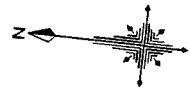
凡例
 ▨ : 新築校舎を示す
 ▩ : 解体校舎を示す

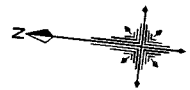
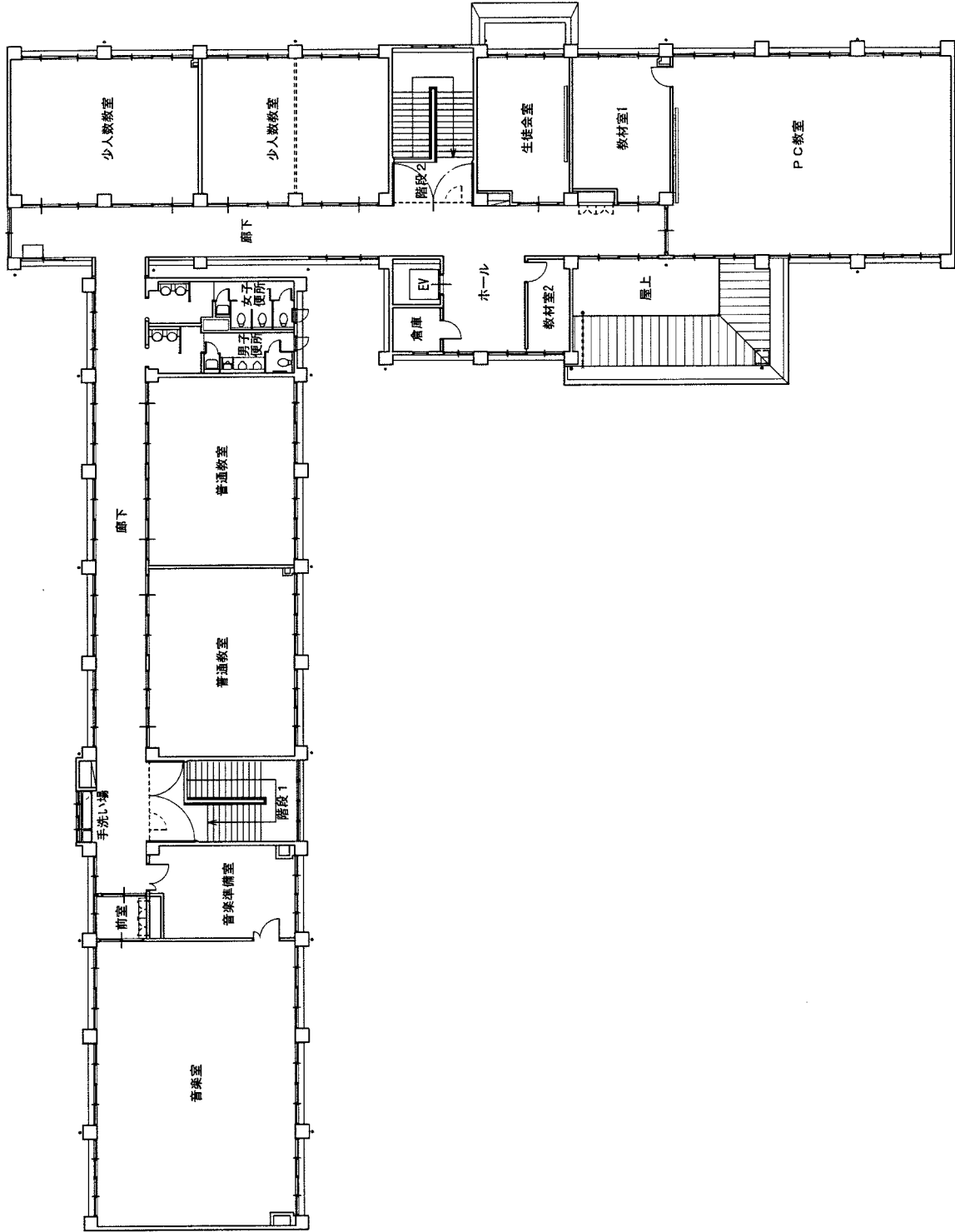


新築校舎 1階平面図

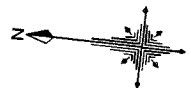
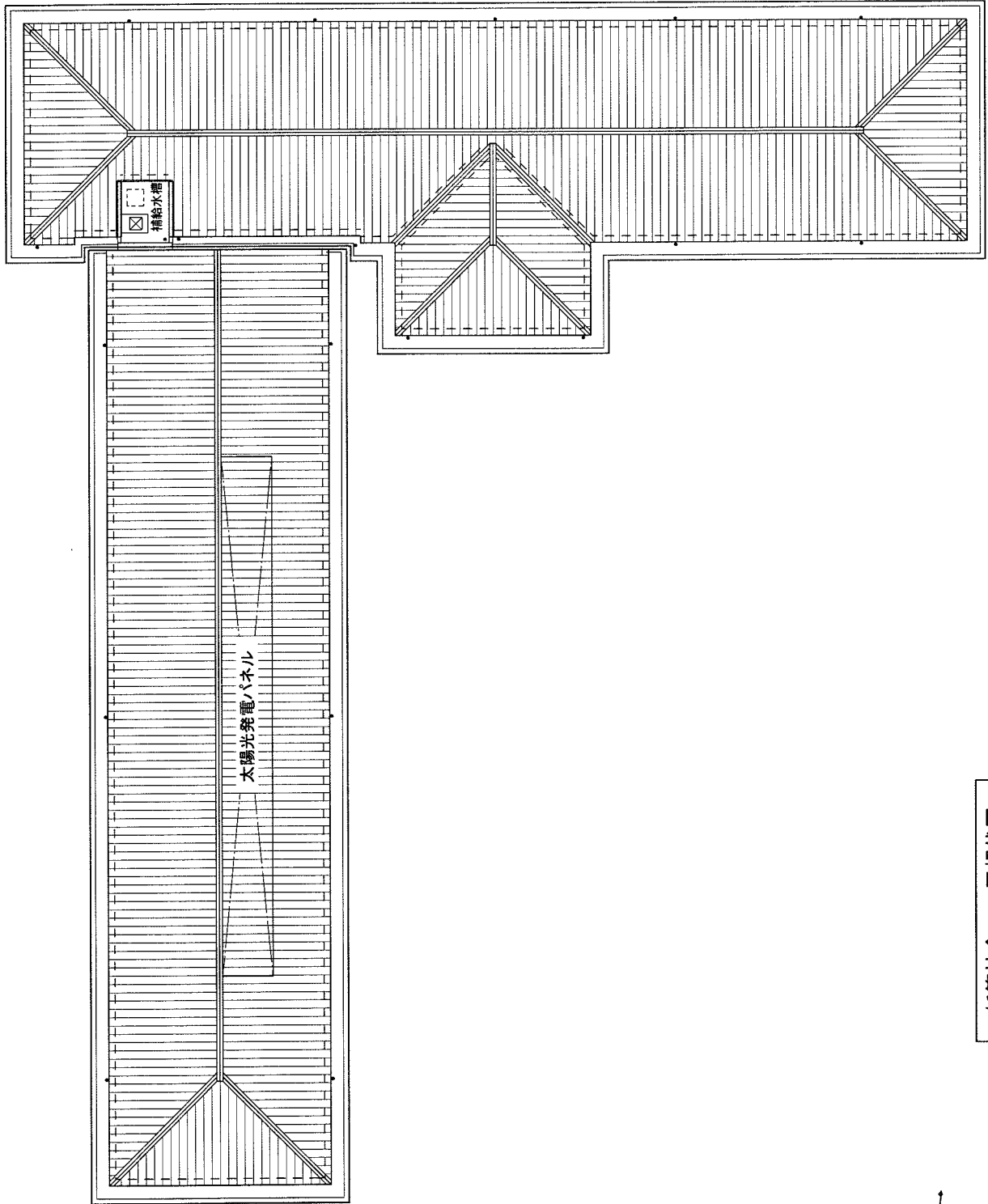


新築校舎 2階平面図





新築校舎 3階平面図



新築校舎 屋根伏図

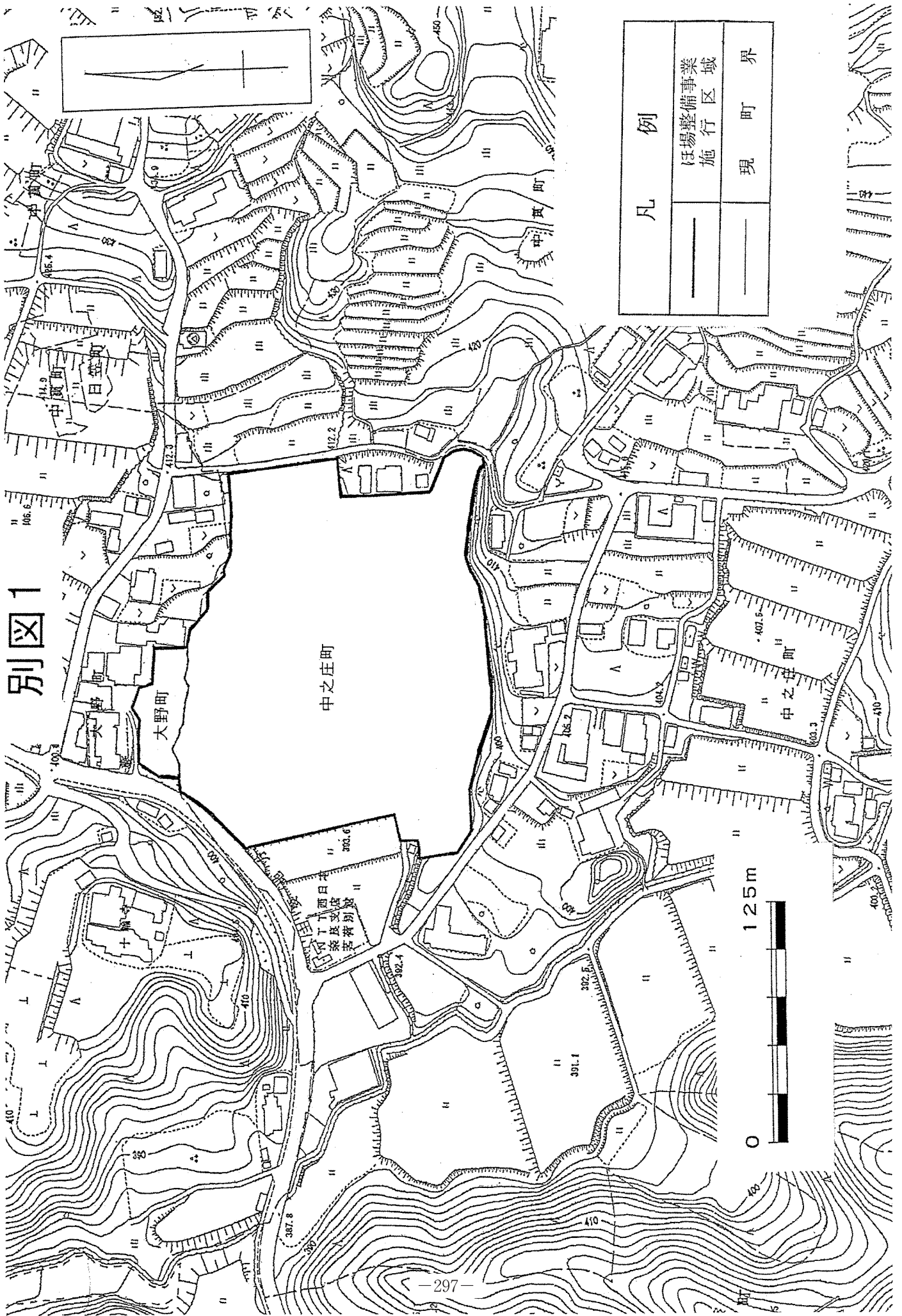
町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する、同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

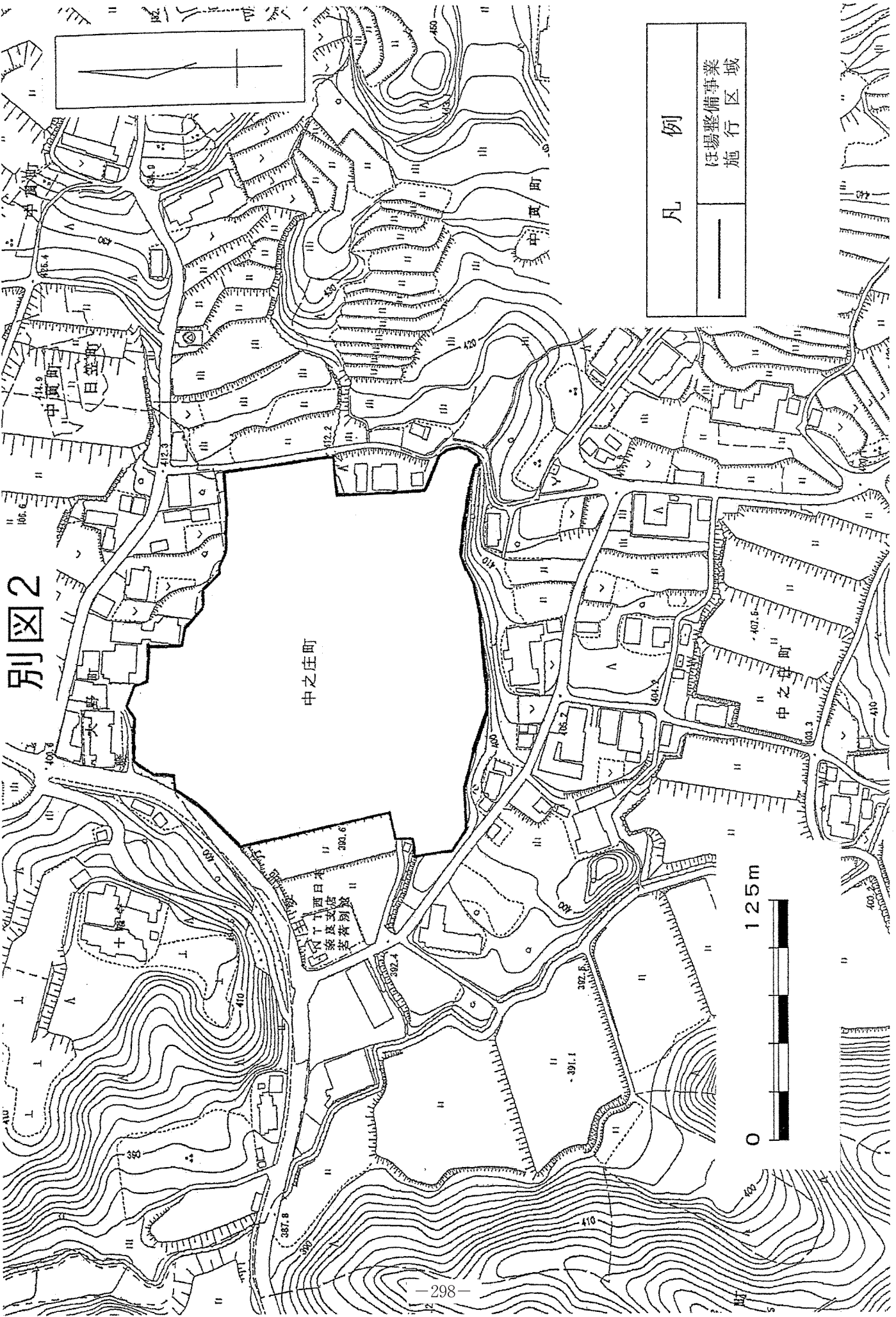
平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

別図1



凡例	
—	現場整備事業 施行区域
- - -	現町界



別図2

凡例	
	<p>— 現場整備事業 施行区域</p>

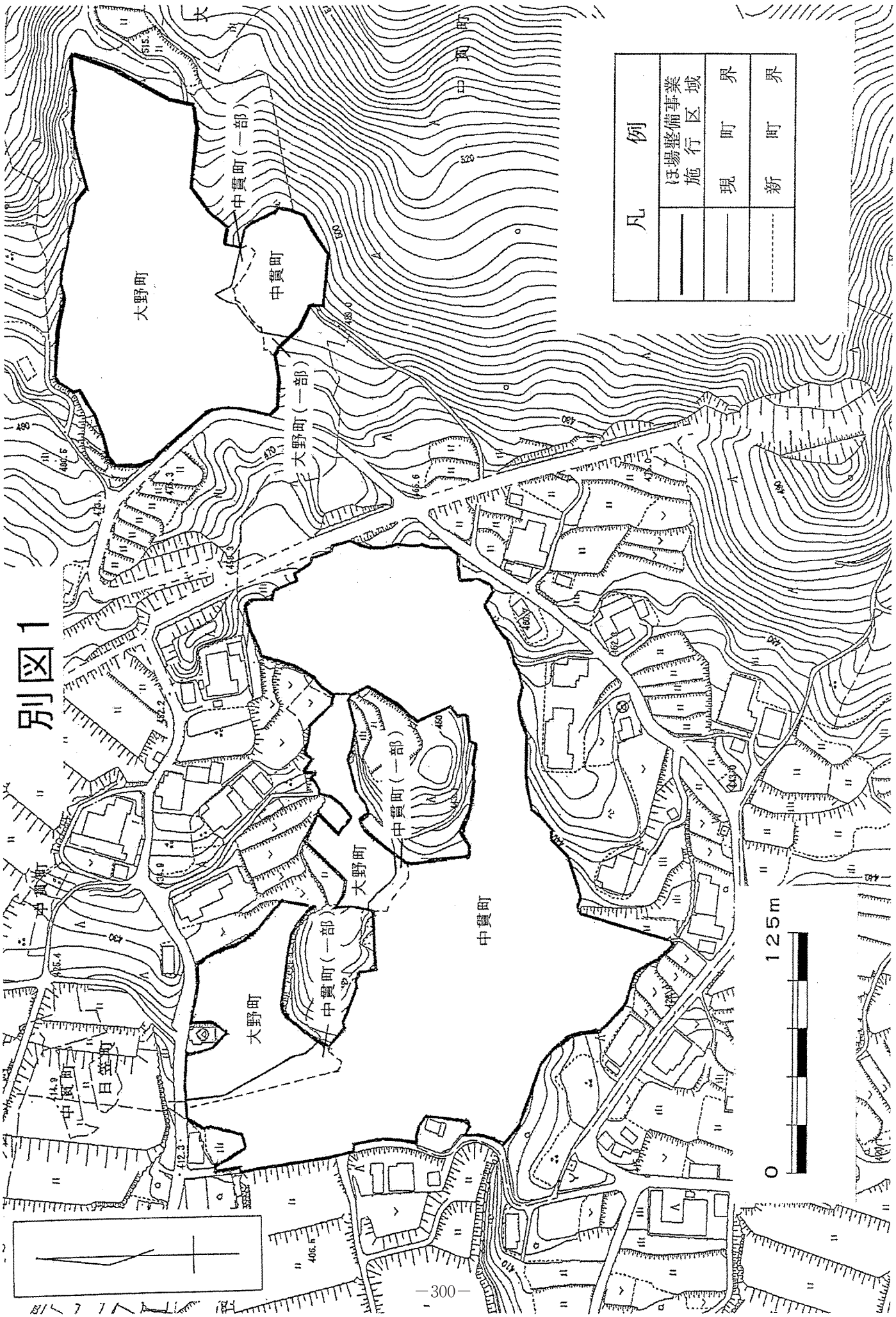
町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する、同法第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

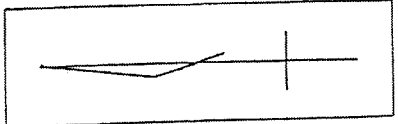
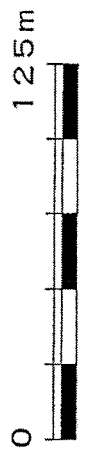
平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

別図1

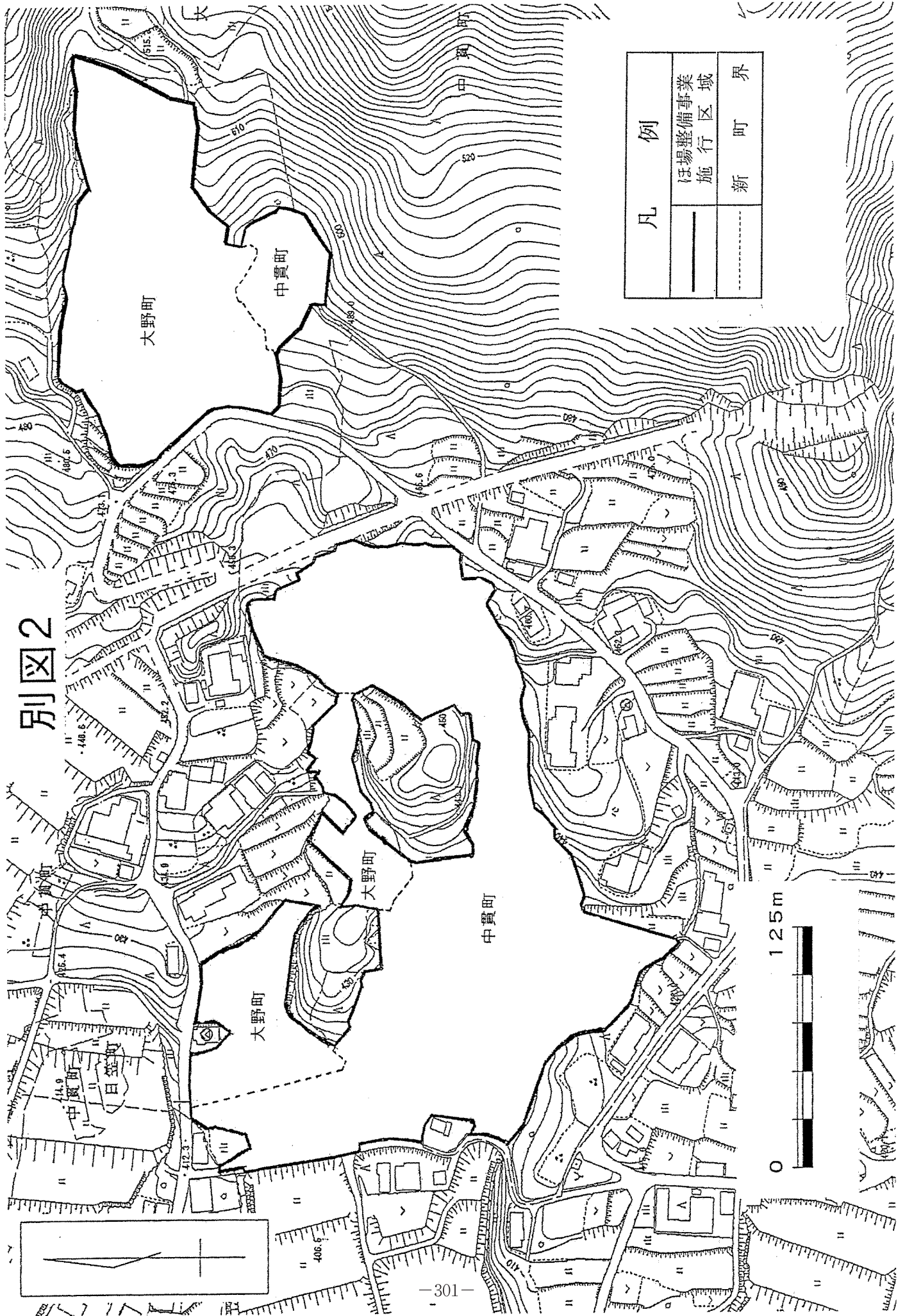


凡例	
	ほ場整備事業施行区域
	現町界
	新町界



—300—

別図2



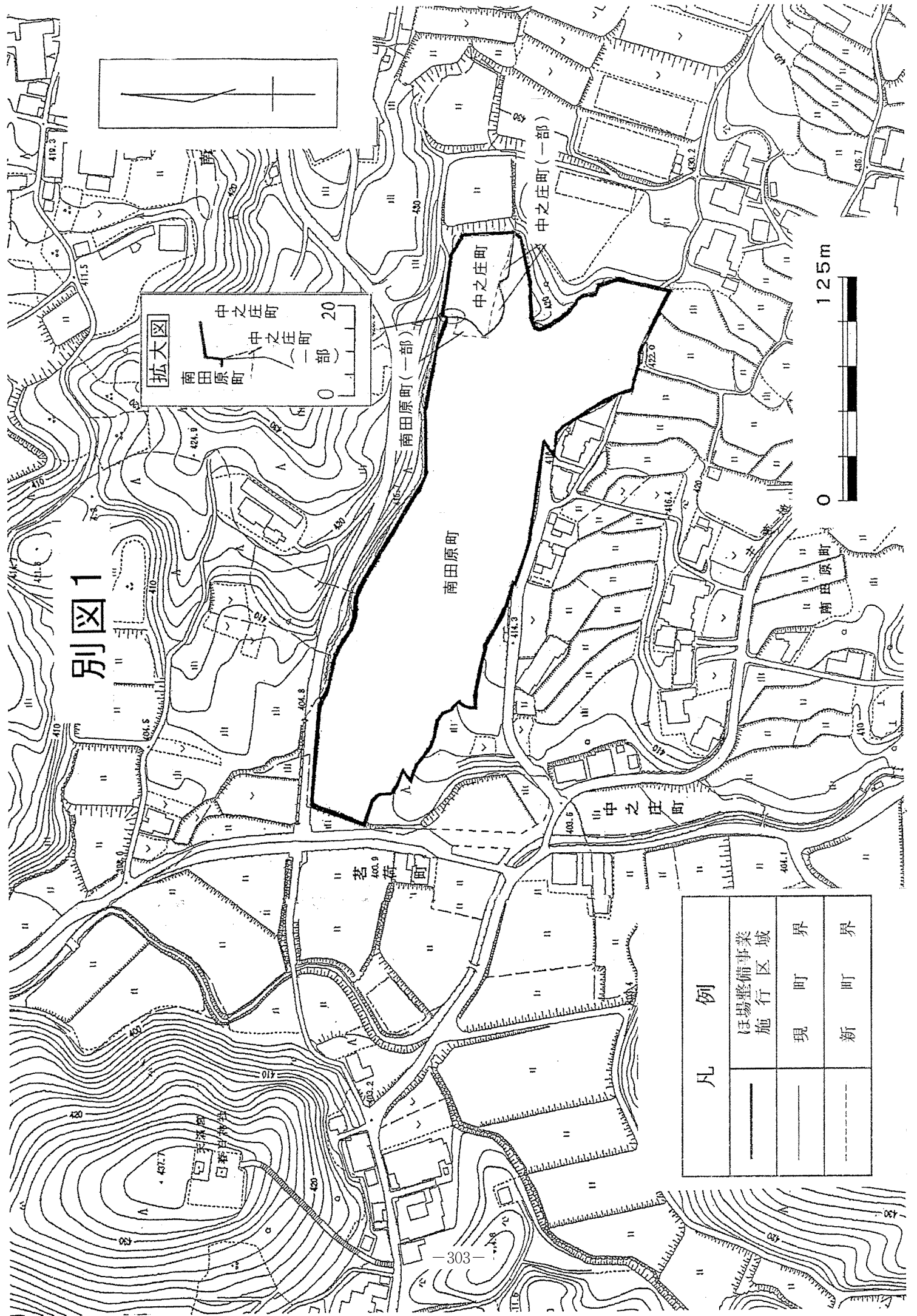
凡 例	
	浮場整備事業 施行区域
	新 町 界

町の区域の変更について

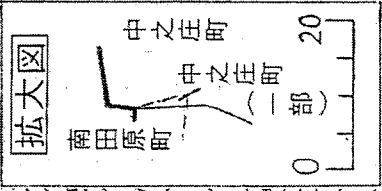
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する、同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

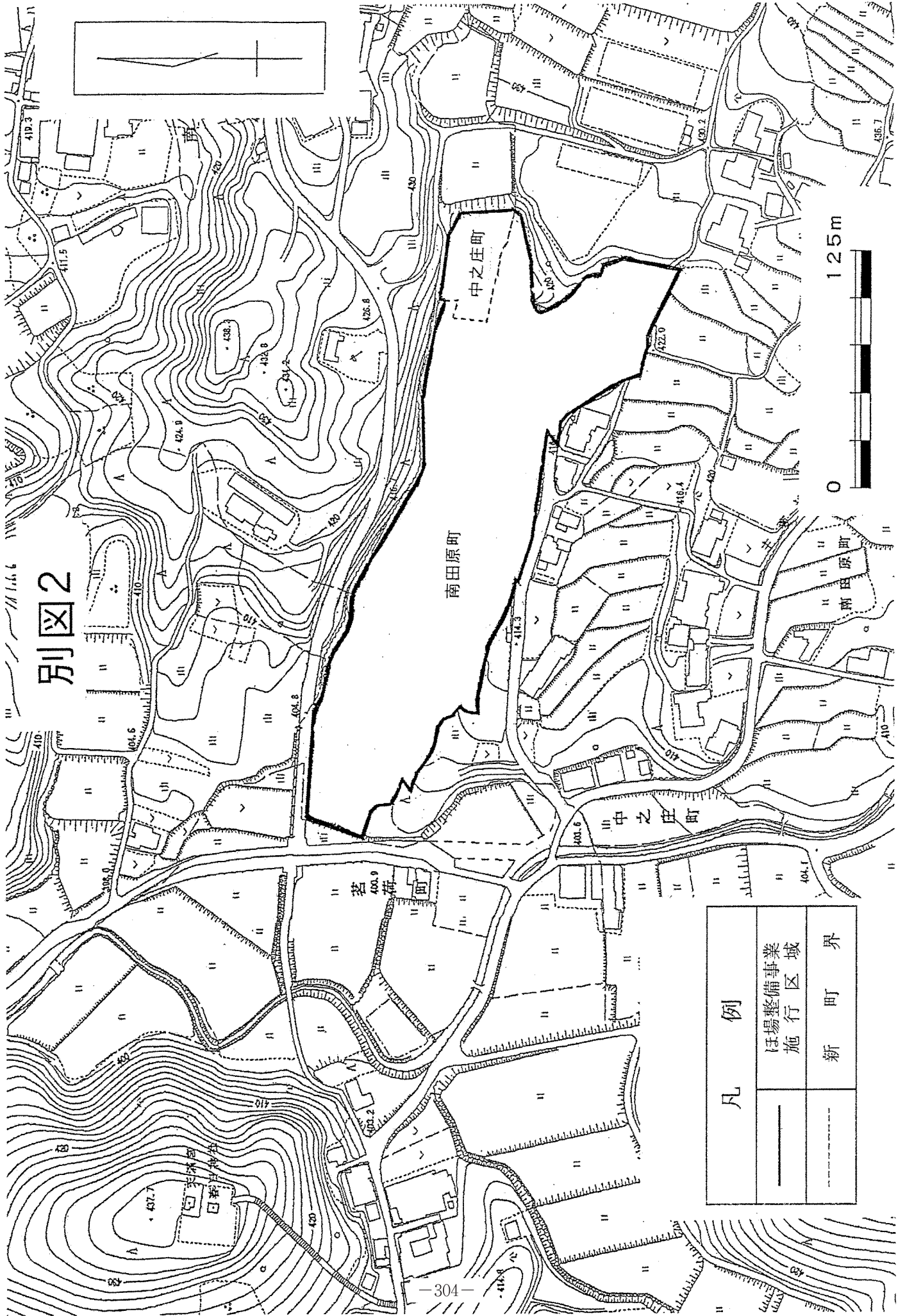


別図1



凡例	——	ほ場整備事業 施行区域
	——	現町界
	---	新町界

別図2



凡例	ほ場整備事業 施行区域
——	新町界

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東紀寺町一丁目50番1号
市立奈良病院

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市立奈良病院における診療及び検診に関すること。
- (2) 市立奈良病院の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町2786番地

奈良市立柳生診療所

奈良市横田町336番地の1

奈良市立田原診療所

奈良市月ヶ瀬尾山2790番地

奈良市立月ヶ瀬診療所

奈良市都祁白石町1084番地

奈良市立都祁診療所

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市立診療所設置条例第2条に規定する業務の実施に関すること。

- (2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東九条町318番地

南部公民館東九条分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東九条町318番地

東九条町自治会

会長 ■■■ ■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北永井町508番地の2
南部公民館明治分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北永井町508番地の2
明治地区自治連合会
会長 ■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町336番地の1

田原公民館横田分館

2 指定管理者の所在地及び名称

田原地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水間町989番地の1
田原公民館水間分館

2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■

水間町自治会

会長 ■■■ ■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市富雄北二丁目2番8号

富雄公民館元町分館

2 指定管理者の所在地及び名称

富雄公民館元町分館管理協議会

会長 ■ ■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関する事。
- (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町451番地の4

柳生公民館邑地分館

2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■
邑地町自治会

会長 ■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

興東公民館東里分館

2 指定管理者の所在地及び名称

東里地区自治連合会

会長 ■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関する事。
- (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市下狹川町3109番地の2

興東公民館狹川分館

2 指定管理者の所在地及び名称

狹川地区自治連合会

会長 ■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館狹川分館の事業の実施に関する事。
- (2) 興東公民館狹川分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 興東公民館狹川分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西木辻町200番地の67

春日公民館西木辻分館

2 指定管理者の所在地及び名称

■
八軒町自治会

会長 ■ ■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に關すること。
- (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に關すること。
- (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に關すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大安寺四丁目4番34号

春日公民館大安寺分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大安寺四丁目4番34号

大安寺地区自治連合会

会長 ■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二名一丁目2400番地の4
二名公民館二名分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二名一丁目2400番地の4
二名地区自治協議会
会長 ■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号

二名公民館西登美ヶ丘分館

2 指定管理者の所在地及び名称

二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会

委員長 ■■■ ■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市平松一丁目24番1号

京西公民館平松分館

2 指定管理者の所在地及び名称

平松一丁目自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関すること。
- (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

伏見公民館あやめ池分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

あやめ池地区自治連合会

会長 ■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
- (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐紀町3089番地

都跡公民館佐紀分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市佐紀町3089番地

佐紀中町自治会

会長 ■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関する事。
- (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

奈良県市町村総合事務組合を組織する組合の変更について

知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良縣市町村総合事務組合同規約の変更について

知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良縣市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良縣市町村総合事務組合を組織する組合でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を、奈良縣市町村総合事務組合を組織する組合とするため、規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議決を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

奈良縣市町村総合事務組合同規約（平成20年奈良縣市町村総合事務組合奈良県指令市町村第1143号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「西和消防組合、」、「宇陀広域消防組合、」及び「中吉野広域消防組合、香芝・広陵消防組合、」を削り、「静香苑環境施設組合」の次に「、奈良県広域消防組合」を加える。

別表第2中「西和消防組合、」、「宇陀広域消防組合、」及び「中吉野広域消防組合、香芝・広陵消防組合、」を削り、「静香苑環境施設組合」の次に「、奈良県広域消防組合」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第2の1の項中「常勤の職員」とあるのは、「常勤の職員（奈良県広域消防組合の設立の日（以下「設立日」という。）の前日において、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務を奈良縣市町村総合事務組合で共同処理していなかった市町村又は一部事

務組合の職員であって、設立日に奈良県広域消防組合の常勤の職員となった者を除く。）」
と読み替えるものとする。

(参考)

奈良県市町村総合事務組合規約(平成20年奈良県市町村総合事務組合県指令市町村第1143号)(抄)

別表第1(第2条関係) 組合を組織する市町村及び組合

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、西和衛生試験センター組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、西和消防組合、奥山組合、宇陀広域消防組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、中吉野広域消防組合、香芝・広陵消防組合、南和広域衛生組合、葛城広域行政事務組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合

別表第2(第3条関係)

共同処理する事務	組合市町村
1 組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。	葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、西和衛生試験センター組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、西和消防組合、奥山組合、宇陀広域消防組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、中吉野広域消防組合、香芝・広陵消防組合、南和広域衛生組合、葛城広域行政事務組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合

教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 

氏名 つ づき ゆ み
都 築 由 美



履 歴 書

氏 名 都 築 由 美

生 年 月 日 [REDACTED]

本 籍 地 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員のうち、宮脇紀夫氏は、平成25年12月24日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員として選任いたしたい。

よって、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成25年12月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

氏 名 ^{みや わき のり お}
宮 脇 紀 夫

履 歴 書

氏 名 宮 脇 紀 夫

生 年 月 日 [REDACTED]

本 籍 地 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]